

---

# 第4期墨田区障害者行動計画(後期) 墨田区障害福祉計画【第4期】

---



平成 2 7 年 3 月

墨 田 区

## はじめに

墨田区は、平成22年度に「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」、平成23年度に「墨田区障害福祉計画【第3期】」をそれぞれ策定し、すみだ障害者就労支援総合センターの開設や重度身体障害者グループホームの開設支援、障害児の放課後支援の場の整備など、障害者施策の着実な推進を図ってまいりました。

一方、国においては、平成23年8月に障害者基本法が一部改正され、全ての国民が、障害のあるなしにかかわらず「共生する社会の実現」が明記されました。また、平成24年4月には、障害者自立支援法及び児童福祉法が一部改正され、相談支援の充実や障害児支援の強化などが図られました。さらに、平成25年4月には、障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法が施行されるなど、障害者施策は着実に推進が図られています。

この度、こうした国の動向に対応しつつ、墨田区のこれまでの取り組みの更なる充実を図るため、「第4期墨田区障害者行動計画（後期）・墨田区障害福祉計画【第4期】」を策定いたしました。

本計画では、「自己決定の尊重」、「地域における自立生活の支援」、「ともに生活する社会の創造」を基本理念とし、ノーマライゼーションの推進に向けた取り組みを明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制の状況や今後のニーズ等を踏まえて策定しています。

計画の策定に当たりましては、墨田区障害者施策推進協議会、墨田区地域自立支援協議会、障害者の皆様・団体及び関係機関から広くご意見をいただきながら進めてまいりました。

今後も本計画の着実な推進により、障害のある方もない方も社会の一員として、住み慣れた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられる、「やさしいまちづくり」の実現に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

墨田区長 山崎昇



# 第4期墨田区障害者行動計画（後期）

## 墨田区障害福祉計画【第4期】

### 目 次

## 第1章 墨田区における障害者福祉の状況

1	総人口の推移	1
2	障害者の推移	2
3	障害の種別・程度・年齢構成	3
4	障害福祉サービス利用状況	6
(1)	自立支援給付	6
(2)	地域生活支援事業	8
(3)	区内の施設整備・利用状況	10

## 第2章 第4期墨田区障害者行動計画（後期）

1	計画の策定に当たって	11
(1)	計画策定の目的	11
(2)	計画の性格と位置づけ	11
(3)	計画期間	12
(4)	計画の策定方法と計画の評価	12
①	計画の策定体制及び方法	12
②	計画の評価	12
2	障害者を取り巻く状況	13
(1)	国における障害者施策の動向	13
(2)	東京都における障害者施策の動向	14
(3)	第4期墨田区障害者行動計画（前期）期間中の主な取り組み	14
3	障害者関連法への対応	16
(1)	障害者基本法の改正への対応	16
(2)	障害者関連法の改正・制定への対応	16
4	ノーマライゼーション推進に向けた基本的考え方	17
(1)	計画の基本理念	17
(2)	計画の基本目標及び重点事業	18
5	施策の体系と事業展開	22
(1)	施策の体系	22
(2)	個別事業の展開	23
①	障害のある子どもを支援する	23
②	社会参加を支援する	28
③	就労を支援する	33
④	地域生活を支援するサービスを充実する	38
⑤	地域生活を支える体制を整える	43
⑥	安全・安心に暮らせるまちをつくる	50

⑦ 施策の推進体制を整備する	58
資料 計画策定のための体制	61
(1) 墨田区障害者施策推進協議会	61
(2) 墨田区障害者施策推進協議会委員	62
(3) 墨田区地域福祉計画推進本部	63
(4) 検討経過	66

### 第3章 墨田区障害福祉計画【第4期】

1 計画の策定に当たって	67
(1) 計画策定の目的	67
(2) 計画の基本的理念	67
(3) 計画の性格と位置づけ	67
(4) 計画期間	68
(5) 計画の策定方法と計画の評価等	68
① 計画の策定体制及び方法	68
② 計画の点検及び評価	68
③ 医療機関・教育機関等その他の関係機関との連携に関する事項	68
2 基本指針に定める成果目標	69
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	69
(2) 地域生活支援拠点等の整備	69
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	70
3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保方策	71
(1) 訪問系サービス	71
① 居宅介護	71
② 重度訪問介護	71
③ 同行援護	71
④ 行動援護	71
⑤ 重度障害者等包括支援	71
(2) 日中活動系サービス	72
① 生活介護	72
② 自立訓練（機能訓練）	73
③ 自立訓練（生活訓練）	74
④ 就労移行支援	75
⑤ 就労継続支援（A型）	76
⑥ 就労継続支援（B型）	77
⑦ 療養介護	79
⑧ 短期入所（福祉型、医療型）	80
(3) 居住系サービス	81
① 共同生活援助	81
② 施設入所支援	82

(4)	障害児通所支援	83
①	児童発達支援	83
②	医療型児童発達支援	84
③	放課後等デイサービス	85
④	保育所等訪問支援	86
(5)	相談支援	87
①	計画相談支援	87
②	地域移行支援	88
③	地域定着支援	89
(6)	障害児相談支援	90
4	市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	91
(1)	必須事業	91
①	理解促進研修・啓発事業	91
②	自発的活動支援事業	91
③	相談支援事業	92
④	成年後見制度利用支援事業	93
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	93
⑥	意思疎通支援事業	93
⑦	日常生活用具給付等事業	94
⑧	手話奉仕員養成研修事業	95
⑨	移動支援事業	95
⑩	地域活動支援センター	96
(2)	任意事業	96
資料	計画策定のための体制	97
(1)	墨田区地域自立支援協議会	97
(2)	墨田区地域自立支援協議会委員	99
(3)	検討経過	100



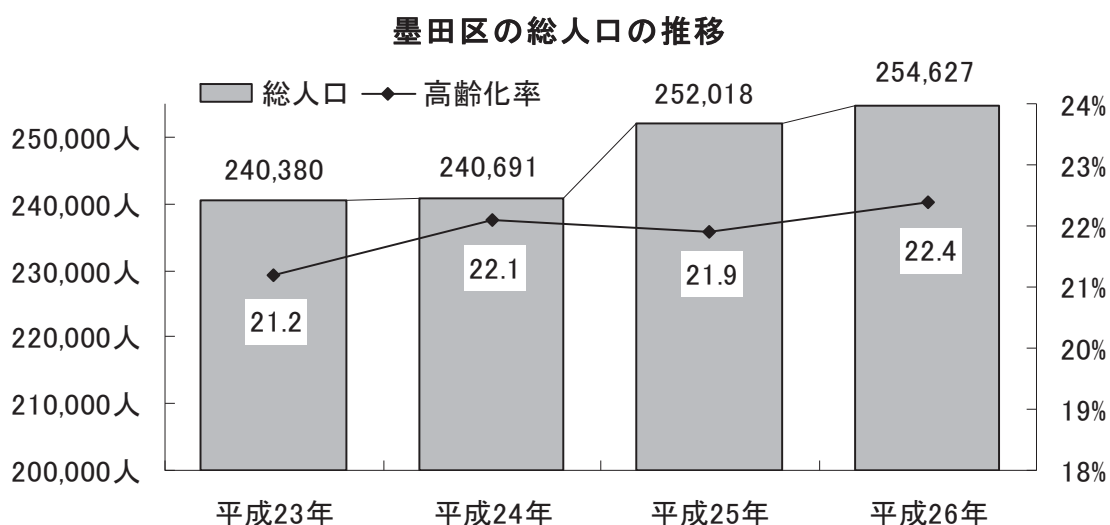
# 第1章 墨田区における障害者福祉の状況

## 1 総人口の推移

本区における総人口（外国人登録者を含む）は、交通利便性向上の効果や再開発によるマンション建設等を背景に、近年、転入が転出を上回り、平成23年の240,380人から、平成26年には254,627人へと増加しています。

しかしながら、わが国が本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎えているなか、本区においても合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む平均の子ども数）は平成25年全国平均の1.43を大きく下回っており、平成25年は1.17となっています。

一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は、平成26年1月1日現在22.4%（22.37%）と、全国平均の高齢化率25.2%より低いですが、平成23年から比べると1.2ポイント上昇し、東京都の高齢化率21.55%と比較すると0.82ポイント高く、高齢化は進んでいます。



※各年1月1日現在

※資料：住民基本台帳人口及び外国人登録者数（但し、高齢化率は住民基本台帳人口による）

総務省統計局「人口推計」平成26年1月1日

東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成26年1月

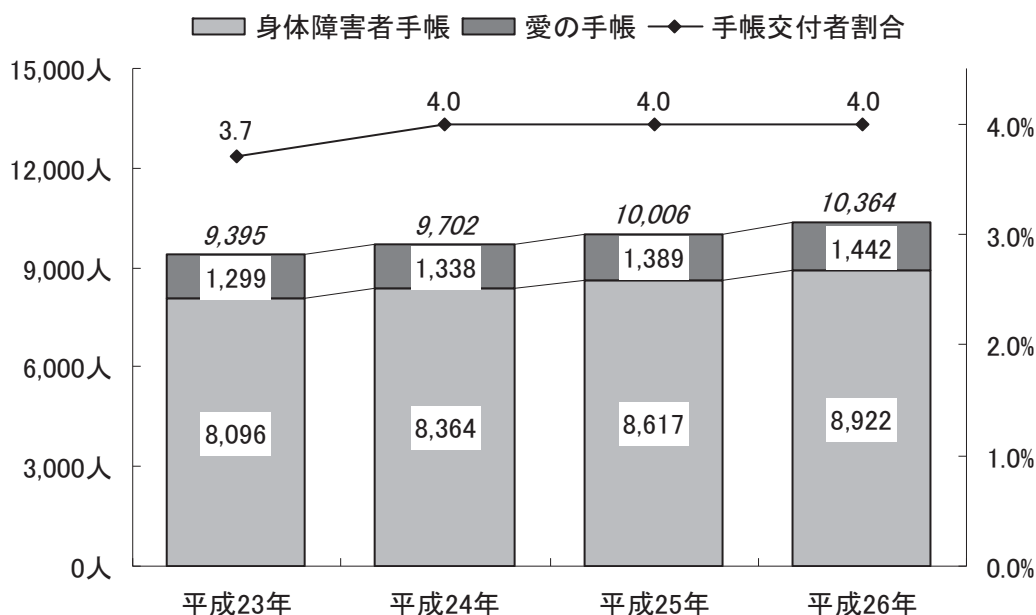


## 2 障害者の推移

平成26年3月31日現在の本区における障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳交付者8,922人、愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者1,442人となっており、第4期墨田区障害者行動計画が策定された平成23年から漸増の傾向にあります。

また、精神に障害のある人を精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療申請者の人数で捉えると、平成26年3月31日現在4,703人であり、平成23年3月31日時点の申請者数3,872人を大きく上回っています。

障害者手帳交付者数の推移



※各年3月31日現在

※身体障害者手帳と愛の手帳（知的障害者の手帳）の重複交付者は、それぞれに計上している。

※手帳交付者割合＝手帳交付者数合計／総人口（各年4月1日現在の住民基本台帳）

資料：障害者福祉課・保健計画課調べ

精神障害者保健福祉手帳申請者及び自立支援医療利用者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳申請	700人	791人	842人	916人
自立支援医療申請	3,172人	3,460人	3,615人	3,787人
合計	3,872人	4,251人	4,457人	4,703人

※各年3月31日現在

※精神障害者保健福祉手帳及び通院医療公費負担制度の申請は2年ごとであるため、年により申請者数にばらつきがある。

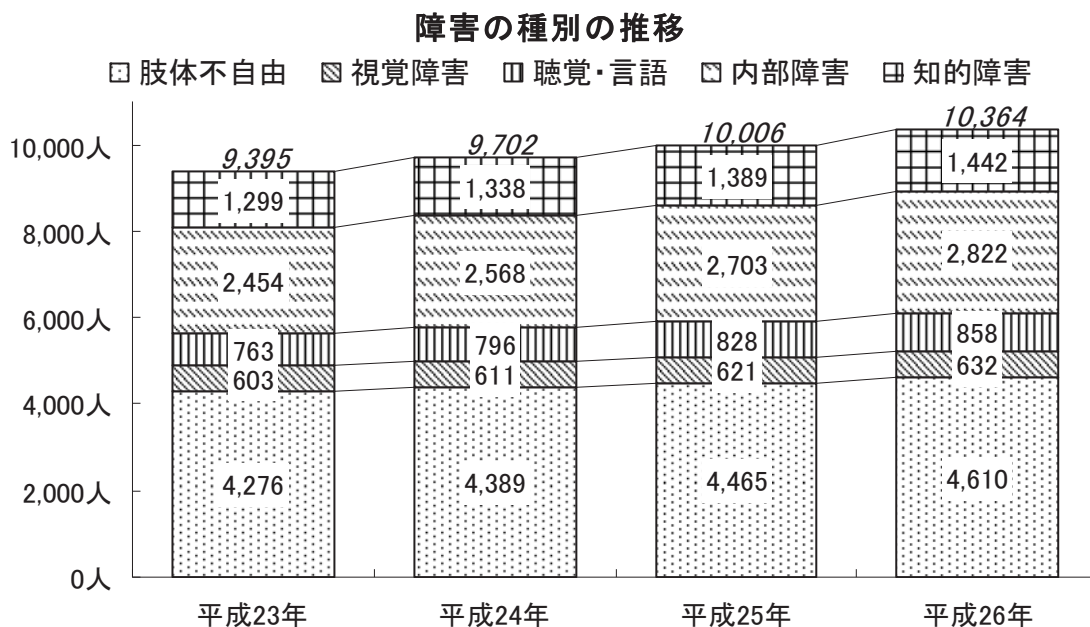
※資料：保健計画課調べ

### 3 障害の種別・程度・年齢構成

身体障害者手帳交付者の障害の種別は、平成26年現在、「肢体不自由」4,610人、「視覚障害」632人、「聴覚・言語障害」858人、「内部障害」2,822人であり、特に内部障害の人の増加率が高くなっています。

身体障害者手帳交付者のほぼ半数は1～2級の重度の障害者であり、また、年々65歳以上の高齢者の割合が高くなる傾向にあります。

愛の手帳（知的障害者の手帳）交付者は、平成26年現在、1,442人であり、特に軽度（4度）の人の増加率が高くなっています。

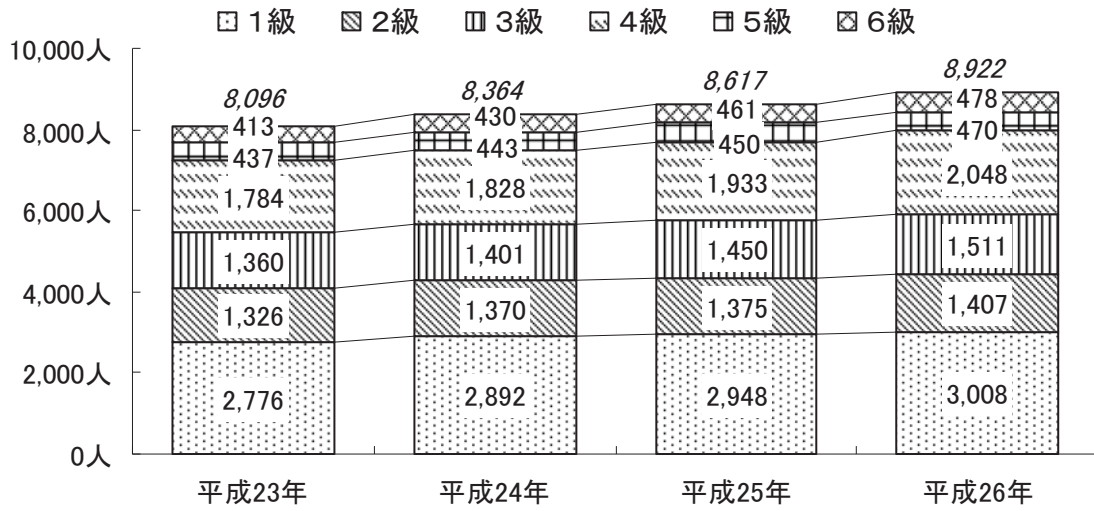


※各年3月31日現在

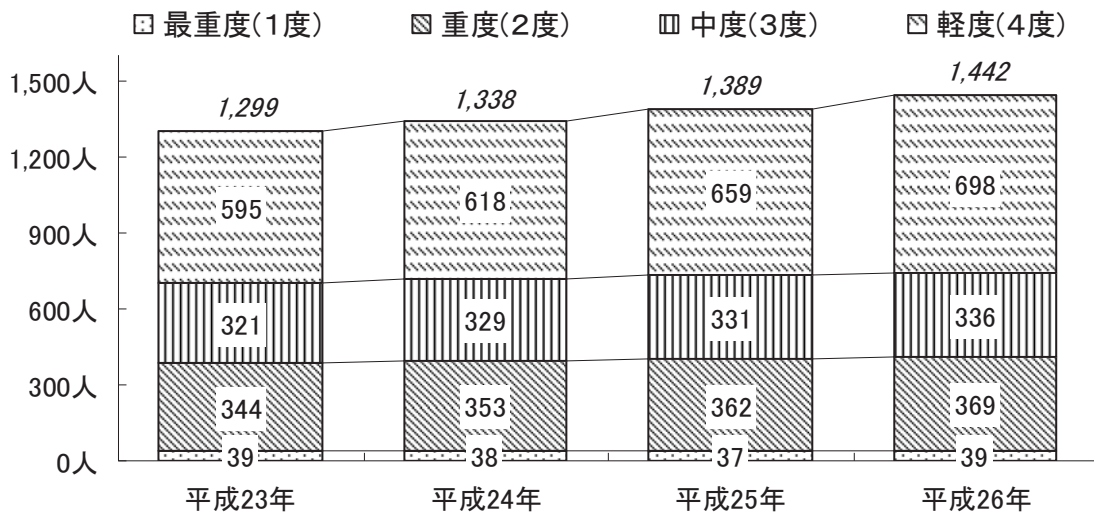
※資料：障害者福祉課調べ

## 障害の程度の推移

### 身体障害者手帳交付者



### 愛の手帳(知的障害の手帳)交付者

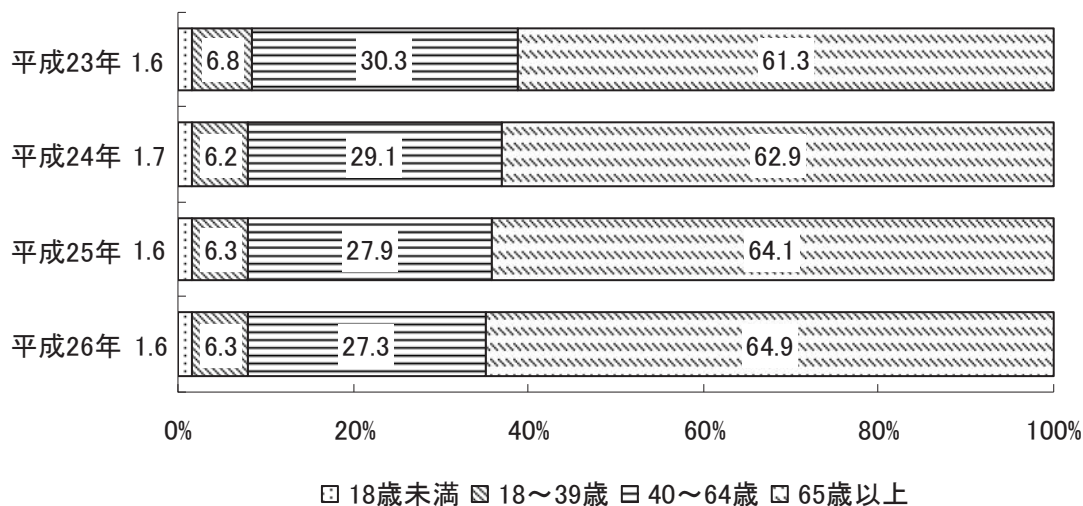


※各年3月31日現在

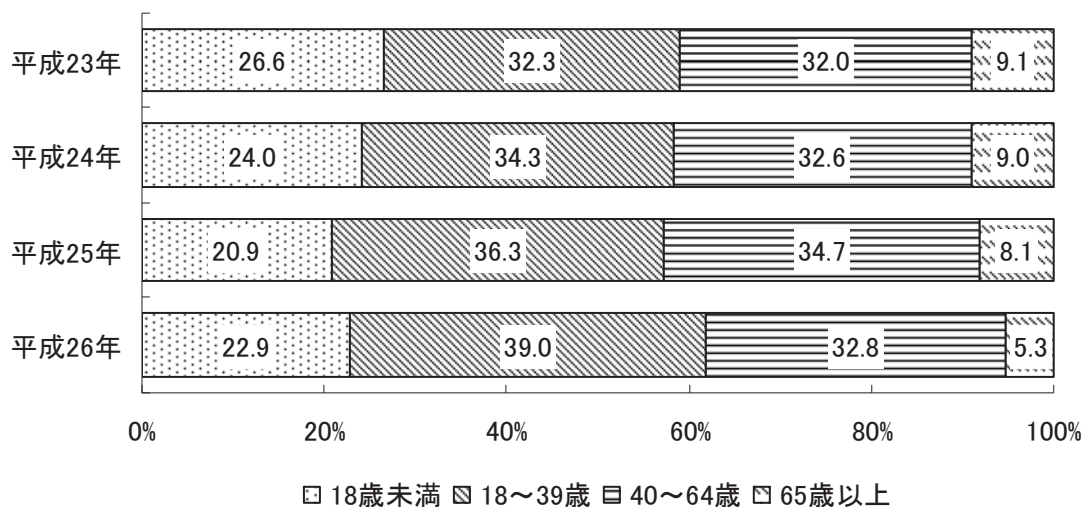
※資料：障害者福祉課調べ

## 年齢構成の推移

### 身体障害者手帳交付者



### 愛の手帳(知的障害の手帳)交付者



※各年3月31日現在  
 ※資料：障害者福祉課調べ

## 4 障害福祉サービス利用状況

### (1) 自立支援給付

平成18年4月の障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行により、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）ごとに提供されていた福祉サービスが一元化され、施設・事業は自立生活支援に重点を置いた体系に再編されました。これにより新たに制度の対象となった精神障害のある人のサービス利用が増加しています。

#### 障害福祉サービス（自立支援給付）利用者数

##### <身体障害>

(人)

	種別	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護	117	121	127	139
	生活介護	37	62	67	65
日中活動系 サービス	自立訓練（機能訓練）	1	3	4	2
	自立訓練（生活訓練）	1	0	0	0
	就労移行支援（養成含む）	5	12	11	5
	就労継続支援A型	0	0	2	4
	就労継続支援B型	12	19	20	25
	療養介護	7	7	27	28
	短期入所	24	12	16	17
	小計	87	115	147	146
	居住系サービス	施設入所支援	28	35	34
共同生活援助		5	10	10	10
小計		33	45	44	40

n=325

##### <知的障害>

(人)

	種別	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
訪問系サービス	居宅介護	24	26	31	31
	生活介護	233	222	260	267
日中活動系 サービス	自立訓練（生活訓練）	0	0	3	1
	就労移行支援（養成含む）	15	12	14	14
	就労継続支援A型	3	1	1	1
	就労継続支援B型	225	229	236	229
	短期入所	33	32	41	40
	小計	509	496	555	552
	居住系サービス	施設入所支援	148	160	174
共同生活援助		89	101	103	106
知的障害者入所更生施設*		16	13	0	0
知的障害者入所授産施設*		1	1	0	0
小計		254	275	277	284

n=867

<精神障害>

(人)

	種別	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
訪問系サービス	居宅介護	81	92	100	116
日中活動系 サービス	生活介護	0	2	2	3
	自立訓練（生活訓練）	17	8	11	8
	就労移行支援（養成含む）	11	12	22	26
	就労継続支援A型	0	2	5	9
	就労継続支援B型	107	127	127	135
	短期入所	1	1	2	1
	小計	136	152	169	182
居住系サービス	共同生活援助	20	31	36	41

n=339

<障害児>

(人)

	種別	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
訪問系サービス	居宅介護	20	20	19	22
その他	児童発達支援	291	385	385	459
	医療型児童発達支援	-	-	7	4
	放課後等デイサービス	-	-	161	210
	保育所等訪問支援	-	-	0	5
	短期入所	8	13	12	15
	小計	299	398	565	693

n=715

※各年3月実績

※\* 印は旧法施設

※各事業の利用者数には区外施設利用者を含む

※共同生活援助には共同生活介護を含む

※資料：障害者福祉課調べ

## (2) 地域生活支援事業

### <相談支援事業>

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有

### <意思疎通支援事業>

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
手話通訳者派遣事業	642人	847人	1,084人	1,060人
要約筆記者派遣事業	7人	27人	33人	42人

### <日常生活用具給付等事業>

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
介護訓練支援用具	11人	16人	9人	4人
自立生活支援用具	71人	85人	68人	63人
在宅療養等支援用具	27人	49人	50人	34人
情報・意志疎通支援用具	86人	63人	56人	39人
排泄管理支援用具	399人	428人	414人	425人
住宅改修費	8人	11人	7人	4人

**<移動支援事業>**

個別型（／月）	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
実利用時間数	3,302時間	2,926時間	3,594時間	3,324時間
実利用者数	-	-	229人	288人

※各年度3月実績

車両型（／月）	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ利用者数	12,120人	14,866人	6,423人	1,665人

※平成24年度からはばたき福祉園、肢体不自由児者通所訓練所が、平成25年度からステップハウスおおぞらひだまりが法内給付送迎加算対象となり、実績数に影響している。

**<地域活動支援センター機能強化事業>**

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
I型	10,919人日	10,199人日	9,151人日	8,757人日
II型	3,111人日	2,902人日	-	-
III型	13,333人日	-	-	-

※I型は、精神障害者地域生活支援センター友の家で実施

※II型は、平成23年度までワクワク工房デイサービスで実施し、平成24年度からは法内給付・生活介護に移行した。

※III型は、平成22年度まですみだ厚生会館、亀沢七福福祉作業所、向島七福福祉作業所、つばさ作業所で実施し、平成23年度からは法内給付・就労継続支援B型に移行した（つばさ作業所を除く）。



### (3) 区内の施設整備・利用状況

障害のある人を支援するための区内施設の整備状況をみると、平成26年4月現在、日中活動系の通所サービスの利用待機者はいないことから、現時点での必要な施設整備は行われています。しかし、今後、特別支援学校卒業者が毎年10人前後で推移すると見込まれており、こうした状況を踏まえた生活の場、日中活動系サービス事業所の確保が必要となってきます。

また、居住系サービスであるグループホーム（共同生活援助）については、区内の定員合計数が平成26年時点で134人となっています。平成26年3月の利用実績を見ると156人となっていますが、このうち区内のグループホームを利用したのは73人となっています。グループホームは他の自治体にある場合も多く、83人は区外のグループホームを利用しています。

現在、グループホームへの入居を希望する声が区にも数多く届いており、住み慣れた地域で暮らし続けるためのグループホーム整備を検討していく必要があります。

#### 区内の障害者関連施設の整備・利用状況

事業種別	主たる障害	事業所数	定員数	利用者数
就労継続支援（B型）	知的障害 身体障害	6か所	240人	212人
就労継続支援（B型）	精神障害	9か所	114人	157人
自立訓練（生活訓練）		1か所	7人	0人
就労移行支援		3か所	36人	21人
生活介護		4か所	118人	105人
短期入所		3か所	10人	—
共同生活援助※		8か所	134人	73人
地域活動支援センター（I型）		1か所		のべ8,735人

※平成26年3月サービス提供実績（国保連合会データ）

※利用者数には区外施設利用者を含まない

#### 特別支援学校卒業予定者の利用サービス見込推移

事業種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（B型）	7人	6人	11人
生活介護	7人	5人	6人

※墨田特別支援学校、墨東特別支援学校の卒業生が対象

※資料：障害者福祉課調べ

## 第2章 第4期墨田区障害者行動計画（後期）

### 1 計画の策定に当たって

#### (1) 計画策定の目的

墨田区では、障害者施策の推進を図るための基本的指針を示すものとして、平成13年に「すみだノーマライゼーション推進プラン21～第3期墨田区障害者行動計画」（平成13年度から平成22年度）を、計画の中間年度にあたる平成18年には後期計画（平成18年度から平成22年度）を策定し、グループホームの整備や交通バリアフリー基本構想の策定、障害者就労支援センターの開設等、障害者施策の着実な推進を図ってきました。

この間、平成15年4月に障害者支援費制度が導入され、平成18年4月（一部10月）には、施設・事業の再編や施設・病院からの地域生活への移行や就労支援の強化などをめざす障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）が施行されるなど、障害のある人の福祉保健をめぐる状況は、大きく変化しています。

また、平成22年7月に本区の人口は25万人を超えました。転入などによる社会増も含め、本区における障害者数はさらに増加しており、核家族化・高齢化が進展しているなか、地域での自立生活を基本に、それぞれの障害の特性に応じ、生涯を通じた切れ目のない支援ができる「すみだ」の地域づくりが一層重要となっています。

このような障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、障害のある人が社会の一員として、生涯にわたり住み慣れた「すみだ」に暮らし続けることができる地域づくりに向けて、平成23年に「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」を策定しました。

この間、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法をはじめとする新たな障害者関連法が制定される等、障害者施策は新たな展開を迎えています。これらのことを踏まえ、平成27年度以降の施策の方向性を明確にするとともに、障害者福祉の一層の向上を図ることを目的として、「第4期墨田区障害者行動計画（後期）」を策定するものです。

#### (2) 計画の性格と位置づけ

本計画は、本区における障害者施策に関する行動計画であり、障害者施策について今後取り組むべき施策を総合的・体系的かつ具体的に定めるものです。

区の将来像を描いた「墨田区基本構想」及び基本構想に基づく「墨田区基本計画」、区の福祉分野における基礎的な計画である「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ策定しています。

また、本計画は障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけられます。個々の障害福祉サービスの必要量の見込みや確保方策については、障害者総合支援法に基づく「墨田区障害福祉計画」に定めています。

### **(3) 計画期間**

本計画は、平成23年度からの10年間を計画期間とする計画の後期計画です。前期計画の計画期間は、障害福祉計画と調整を行うため平成23年度から平成26年度までの4年間であったため、この後期計画の計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とします。

### **(4) 計画の策定方法と計画の評価**

#### **① 計画の策定体制及び方法**

本計画は、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び区長を本部長として、副区長、教育長、各部長で構成される「墨田区地域福祉計画推進本部」が中心となり、相互に連携・調整を図りながら審議・検討しました。

また、区民アンケートの実施や障害者団体からの意見聴取の機会の設置など、障害のある人や区民の意見を計画に取り入れるための取り組みを行い、計画への反映を図りました。

#### **② 計画の評価**

本計画は、「墨田区障害者施策推進協議会」の意見を踏まえ、「墨田区地域福祉計画推進本部」において、各年度に事業の進捗状況及び計画達成状況の評価を行います。

## 2 障害者を取り巻く状況

### (1) 国における障害者施策の動向

我が国の障害者施策は、昭和56年の「国際障害者年」を契機として、その推進が図られてきました。昭和58年、「国際障害者年」を受けて、「国連障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国初の障害者施策に関する長期計画が策定されました。以来、我が国では、障害のある人の自立と社会参加に関する施策について計画を策定し、これに基づきその総合的かつ計画的な実現を図るという取組が進められています。

現行の障害者基本計画は、我が国が目指すべき障害者施策の理念を、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」と掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等を規定しています。

この間の主な動向を振り返ると、平成15年には、措置から契約に福祉サービス利用のしくみの変換を図った支援費制度が始まり、障害者福祉施策は大きな変革の時を迎えました。

平成16年には「障害者基本法」が改正され、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されると同時に、都道府県及び区市町村における障害者計画の策定が義務づけられました（区市町村は平成19年4月から施行）。また、同年には、発達障害のある人の社会参加を支援するため「発達障害者支援法」が制定されています。

平成17年には「障害者自立支援法」が制定され、身体・知的・精神の3障害に関するサービスを一元化するとともに、施設体系を再編し、総合的かつ計画的なサービス提供体制の確保を区市町村の責務としました。

平成18年には「ハートビル法」（平成6年制定）と「交通バリアフリー法」（平成12年制定）を統合し、障害者や高齢者が移動しやすいまちづくりを一体的に進める「バリアフリー新法」が施行されています。

こうした中、平成23年8月には、障害者基本法の一部が改正され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とされました。この社会の実現に向けて、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」を旨として図ることとされ、これらを踏まえて障害者施策を推進していく必要があります。その他、この障害者基本法の改正により、精神障害に発達障害を含むことを明らかにするとともに、障害者の範囲も拡大しています。そして、差別の禁止や、国際的協調に関する規定も新設されました。さらに、国及び地方公共団体が、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならないとされました。

その後、平成24年6月には、障害者自立支援法が「障害者総合支援法」に改

められ、障害者施策の充実が図られています。

その他にも、「障害者虐待防止法」（平成23年制定）、「障害者優先調達法」（平成24年制定）、「障害者差別解消法」（平成25年制定）などの法整備が行われ、また、平成26年「障害者権利条約」が締結されました。

このように、この間、障害者に対する施策の充実が図られてきました。

## **(2) 東京都における障害者施策の動向**

東京都では、平成4年に障害者福祉の長期計画である「ノーマライゼーション推進プラン」を策定し、平成10年に同計画を改定しました。その後、平成12年12月に「東京都福祉改革推進プラン」、平成14年2月には「TOKYO福祉改革STEP2」がまとめられ、施設偏重の施策から地域生活を重視した福祉への転換、多様なサービス提供主体の参入促進による利用者選択を支えるしくみづくりを基本的な視点とする、大都市東京の特性に基づいた独自の取り組みが図られました。

さらに、平成15年には、障害のある人が地域で自立して生活できる環境整備を一層推進するための「障害者地域生活支援緊急3か年プラン」（平成15年度～同17年度）、平成16年には、障害児の教育に関する国の動向などを踏まえ、都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年度～同19年度・平成20年度～同22年度・平成23年度～同28年度）が策定されています。

福祉のまちづくりの分野では、高齢者や障害者を含めたすべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン（万人むけ設計）の考え方を基本とし、建築物等の整備と公共交通による移動の円滑化を図る「東京都福祉のまちづくり条例」が平成12年に改正されました。平成16年には、身体障害者・高齢者が利用しやすい建築物の整備を目的とした国の「ハートビル法」の改正を受け、「東京都ハートビル条例」が施行され、現在の「建築物バリアフリー条例」に受け継がれています。

また、東京都は、障害者基本法に基づく障害者基本計画として「東京都障害者計画」を策定し、区市町村と連携を図りながら、障害者施策の総合的な展開に取り組んでいます。

## **(3) 第4期墨田区障害者行動計画（前期）期間中の主な取り組み**

第4期墨田区障害者行動計画（前期）期間中（平成23年度から平成26年度）に新たに取り組んだ区の事業は、以下のとおりです。

### **① すみだ障害者就労支援総合センターの開設（平成23年度）**

障害がある人の就労支援に関する「総合相談」「就労移行支援」「就労障害者生活支援」を一体的に行う「すみだ障害者就労支援総合センター」を開設しました。

### **② 重度身体障害者グループホーム整備支援（平成23年度）**

特定非営利活動法人のぞみが行う重度身体障害者を対象とした共同生活の場である「グループホームすずらん」の整備支援を行い、平成23年5月に開所しました。

③ 障害児放課後支援事業所の開設整備支援（平成23年度）

特定非営利活動法人スマイル・アーチが行う障害児放課後支援事業所「墨田あゆみの家」の整備支援を行い、平成24年4月に開所しました。

④ 重度心身障害児放課後支援事業所の開設整備支援（平成24年度）

特定非営利活動法人のぞみが行う重度心身障害児を対象とした放課後支援事業所である「キッズサポートリマ」の整備支援を行い、平成24年12月に開所しました。

⑤ みつばち園の児童発達支援センター化による事業強化（平成25年度）

すみだ福祉保健センターみつばち園を児童福祉法に基づく児童発達支援センターに位置づけ、児童発達支援のほかに保育所等訪問支援等の事業を実施し、児童発達支援の中核的な役割を担うよう事業強化しました。

⑥ 障害者施設の商品開発等支援事業（平成26年度）

区内クリエイター等による新商品開発・改良等の支援を活用し、福祉作業所等における工賃向上を実現するため「障害者施設の商品開発等支援事業」を実施しました。

### 3 障害者関連法への対応

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」となりますが、その根拠法である障害者基本法の改正が平成23年に行われました。

また、その他の障害者施策に関する各法律等の制定や改正等を踏まえ、本計画の策定を行います。

#### (1) 障害者基本法の改正への対応

##### ① 法の改正概要

障害者に関する基本的施策として「療育」「防災及び防犯」「消費者としての障害者の保護」「選挙等における配慮」「司法手続における配慮」の5項目が追加されました。

##### ② 計画での対応

これらへの対応事業等について5事業を追加しました。

##### ■追加事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
2 児童発達支援センターの運営	25
87 発達障害に関する支援体制づくり	46
135 ヘルプカードの配布	56
136 防犯パトロールカーによる巡回警備の実施	56
137 消費者問題に関する啓発の実施	57

#### (2) 障害者関連法の改正・制定への対応

障害者虐待防止法・障害者優先調達法・障害者差別解消法の制定、障害者総合支援法・児童福祉法・障害者雇用促進法の改正等、各障害者関連法等の動向等を踏まえ、11事業について追加・修正しました。

##### ■追加・修正事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
37 墨田区地域自立支援協議会の運営	32
38 障害者の就労等に関する総合相談の実施	35
39 就労移行支援事業の充実	35
49 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進	36
51 障害者による公園清掃の実施	36
53 官公需によるリサイクル業務委託	37
74 中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施	42
77 地域生活支援拠点等の整備	44
84 基幹相談支援センターの設置の検討	45
85 聴覚障害者生活支援事業の実施	45
86 障害者虐待防止センターの運営	45

## 4 ノーマライゼーション推進に向けた基本的考え方

### (1) 計画の基本理念

障害者施策を展開するための理念として、本計画においては次の基本理念を掲げ、ノーマライゼーションの推進に向けた取り組みを進めます。

#### 自己決定の尊重

すべての障害のある人が社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択し、あらゆる分野の活動に参加・参画できる社会の実現をめざします。

#### 地域における自立生活の支援

すべての障害のある人が、地域において自立した生活を送ることができるための支援体制の構築をめざします。

#### ともに生活する社会の創造

障害のある・なしにかかわらず、個性の差異と多様性が尊重され、認めあう社会の創造をめざします。



## (2) 計画の基本目標及び重点事業

基本理念のもと、次に掲げる7つの基本目標を柱に、施策を推進します。

### 基本目標1 障害のある子どもを支援する

障害のある子どもが早い時期から、一人ひとりにあつた適切な支援を受けられることができるよう、障害の早期発見・早期療育、保育や教育の体制づくりをすすめます。また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

#### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
2 児童発達支援センターの運営	25
3 障害児療育事業の充実	25
9 区立特別支援学級の整備	26
17 障害児の放課後支援の充実	27

### 基本目標2 社会参加を支援する

障害のある人が障害のない人と同じように、社会の一員としてさまざまな活動に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、外出の支援を充実するとともに、日中活動の場づくりや障害のある人とない人の交流、趣味やスポーツ活動、余暇活動の場づくりなどを推進します。

#### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
20 障害者（児）移動支援の実施	30
27 障害者の日中活動事業の充実	31
28 重度肢体不自由児（者）生活介護事業所の整備	31

## 基本目標3 就労を支援する

障害のある人が希望する仕事に就き、また安心して働き続けることができるよう、企業等での就労にむけた支援を強化するとともに、企業等で働くことが難しい人のための障害者施設における福祉的就労支援を充実します。

### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
38 障害者の就労等に関する総合相談の実施	35
39 就労移行支援事業の充実	35
40 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実	35
45 福祉的就労機会の保障	36
46 民間活力を導入した区立福祉作業所の再整備	36
47 作業所等経営ネットワーク事業の充実	36

## 基本目標4 地域生活を支援するサービスを充実する

障害のある人が地域で当たり前で暮らしていくことができるよう、地域で自立して生活することを支えるサービスを充実し、一人ひとりの状況や必要性に応じた支援をすすめます。

### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
56 障害者（児）ショートステイの運営支援	39

## 基本目標5 地域生活を支える体制を整える

どんなに障害が重い人でも、本人が希望する地域で、自立して自分らしい生活を送ることができるよう、地域での暮らしを支える場づくりや、地域で生活する上での相談にのり、支援する体制、経済面の支援などを充実します。

### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
77 地域生活支援拠点等の整備の検討	44
78 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援	44
82 障害者に対する相談体制の充実	45

## 基本目標6 安全・安心に暮らせるまちをつくる

障害のある人が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、地域の人々の障害や障害のある人への理解を深めていくとともに、障害のない人も含めたすべての人が利用しやすいまちづくりやわかりやすい情報提供、緊急時や災害時の支援体制の整備をすすめます。

### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
108 障害者福祉啓発事業の充実	52
109 障害者問題に関する啓発の実施	52
113 公共建築物等の改善整備	53
116 道路のバリアフリー整備	53
118 福祉のまちづくり推進のための体制づくり	53
133 地域社会における障害者救護体制の充実	56

## 基本目標7 施策の推進体制を整備する

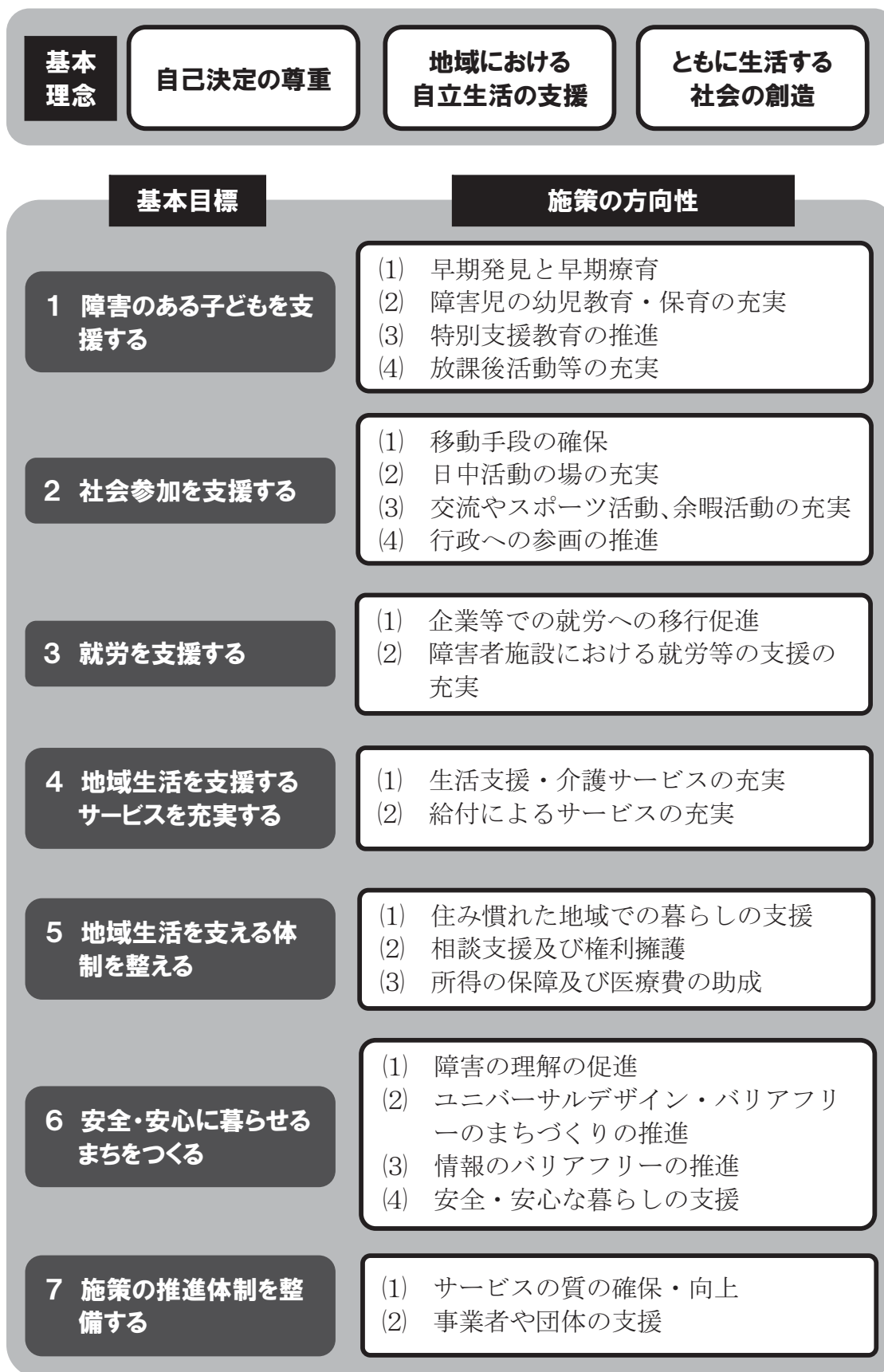
障害のある人が必要なサービスを十分に利用することができるよう、サービスの質の確保・向上に努めるとともに、民間事業者等と連携してサービスの量の確保をすすめます。

### ■重点事業

[番号及び事業名]	[掲載頁]
138 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化 . . . . .	59
139 障害福祉サービス第三者評価制度の推進 . . . . .	59

## 5 施策の体系と事業展開

### (1) 施策の体系



## (2) 個別事業の展開

### ① 障害のある子どもを支援する

(◎は重点事業)

<b>ア</b> 早期発見と早期療育	1 経過観察健康診査・経過観察心理相談の実施
	2 児童発達支援センターの運営 (◎)
	3 障害児療育事業の充実 (◎)
<b>イ</b> 障害児の幼児教育・保育の充実	4 障害児の保育園受入れ支援
	5 障害児の幼稚園受入れ支援
	6 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施
	7 保育園への心理相談員等の派遣の実施
	8 就学前相談指導の実施
<b>ウ</b> 特別支援教育の推進	9 区立特別支援学級の整備 (◎)
	10 特別支援学級の介助員の配置
	11 障害児就学・教育相談の実施
	12 就学相談・指導体制の充実
	13 特別支援教育への対応に関する体制整備
	14 個別指導計画に基づく教育の実施
	15 交流教育・障害児理解教育の実施
<b>エ</b> 放課後活動等の充実	16 障害児の学童クラブ受入れ支援
	17 障害児の放課後支援の充実 (◎)
	18 就学児に対する心理相談員巡回相談の実施
	19 障害児日中活動の運営支援

## 施策の方向性

### ア 早期発見と早期療育

乳幼児健康診査等において言語や発達の遅れなどがある、経過観察が必要と判断された子どもとその親や、子どもの発育・発達に不安を感じている親を対象に、専門医等による相談支援体制を充実します。

また、児童発達支援センターである、すみだ福祉保健センター内の「みつばち園」、すみだステップハウスおおぞら「にじの子」における療育事業を充実し、関係機関の連携により、障害のある子どもや発達に不安がある子どもが早期に適切な療育指導を受けることができるよう支援します。

### イ 障害児の幼児教育・保育の充実

保育園や幼稚園に障害児を受け入れるための職員配置への支援、職員研修、保育園への心理相談員の巡回指導・相談、児童発達支援センター等との連携の強化などを通じて、障害児保育の充実を図ります。

また、障害や発達の状況や保護者の意向に応じて、本人にとってもっとも適切な就学先を選択できるよう、就学前の障害児をもつ保護者を対象とする就学前相談指導を充実します。

### ウ 特別支援教育の推進

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を行うため、学校における体制整備をすすめ、特別支援教育を推進します。

また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と地域の小・中学生との交流を推進するなど、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに成長していくことのできる地域づくりを推進します。

### エ 放課後活動等の充実

学童クラブへの障害児の受け入れを充実するとともに、放課後等デイサービスにより、障害のある児童・生徒が放課後や学校休校日に活動できるよう推進します。

## 事業計画

### ア 早期発見と早期療育

事業名	事業内容	目標
1 経過観察健康診査・経過観察 心理相談の実施 [向島保健センター、本所保健センター]	・乳幼児健診後、発育・発達に関し経過観察を必要とする乳幼児に対して健康診査を行い、保護者・乳幼児に適切な保健指導を行うことにより、健全な育成を期します。	継続
2 児童発達支援センターの運営 (◎) [障害者福祉課]	・すみだ福祉保健センターみつばち園を区の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに位置づけ、障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行います。	充実
3 障害児療育事業の充実(◎) [障害者福祉課]	・児童発達支援事業により、心身の発達に心配がある未就学の児童及び障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 ・区立障害児通所支援事業所において、心身の発達に心配がある小学校3年生までの児童及び障害児を対象に、より専門的な支援を行います。	充実

### イ 障害児の幼児教育・保育の充実

事業名	事業内容	目標
4 障害児の保育園受入れ支援 [子ども課]	・保育園における障害児保育の充実を図るため、障害児3名につき1名の正規保育士を配置し、重度認定障害児には非常勤保育士1名を配置します。	継続
5 障害児の幼稚園受入れ支援 [学務課、子ども課]	・軽度障害児の幼稚園受け入れを行うとともに、介助員を配置し、早期教育を実施します。 ・障害児を受け入れている区内の私立幼稚園設置者に対し、障害児教育事業に要する経費を園児数に応じて助成します。	継続



事業名	事業内容	目標
6 保育士及び幼稚園教員等に対する研修の実施 [子ども課、指導室]	・ 保育園における障害児保育の充実を図るため、保育士等に対する研修を実施するとともに、区立幼稚園では、教育研究会等を通じ、障害や発達課題のある幼児の理解、保育方法に関する教員の研修を行い、その資質の向上に努めます。	継続
7 保育園への心理相談員等の派遣の実施 [子ども課]	・ 心理相談員による保育園への巡回指導・相談を実施し、障害児保育指導の充実を図ります。	継続
8 就学前相談指導の実施 [学務課]	・ 児童発達支援事業の利用者及び公私立保育園・幼稚園に在籍中等の障害児の保護者を対象に、就学相談説明会、特別支援教育説明会を実施します。	継続

## ウ 特別支援教育の推進

事業名	事業内容	目標
9 区立特別支援学級の整備(◎) [学務課]	・ 特別支援学級固定制（知的障害・情緒障害）及び通級指導学級（ことば・きこえ・コミュニケーション）の区内適正配置を進め、都立盲・ろう・特別支援学校と連携しながら、一人ひとりの障害に応じた教育の充実を図ります。	充実
10 特別支援学級の介助員の配置 [庶務課]	・ 特別支援学級における適切な教育を推進するため、特別支援学級を設置している区立学校に非常勤職員として介助員を配置します。	継続
11 障害児就学・教育相談の実施 [学務課]	・ 一人ひとりの児童・生徒の障害や能力に応じ、もっとも適切な学びの場が確保されるよう、就学相談の充実に努めます。 ・ 就学児童・生徒に対する相談機能の充実を図ります。 ・ 特別支援学級の教育特性について啓発を図り、指導が必要な児童・生徒の早期対応に努めます。	継続
12 就学相談・指導体制の充実 [学務課]	・ 医師・専門家等で構成される就学相談委員会の開催により、就学相談・指導体制の整備を図るとともに、機能の充実を図ります。	継続

事業名	事業内容	目標
13 <b>特別支援教育への対応に関する体制整備</b> [学務課、指導室]	<ul style="list-style-type: none"> <li>LD、ADHD、高機能自閉症等も含めた、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うための、学校及び地域における教育推進体制を整備します。</li> <li>事例研究、講演会、施設見学、実技研修等、教職員に対する特別支援教育理解のための各種研修の充実を図ります。</li> </ul>	継続
14 <b>個別指導計画に基づく教育の実施</b> [指導室]	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの子どもの障害や能力に応じた個別指導計画を作成し、家庭や専門機関と連携しながら、それぞれの障害の程度や特性に応じた教育を推進します。</li> </ul>	継続
15 <b>交流教育・障害児理解教育の実施</b> [指導室]	<ul style="list-style-type: none"> <li>墨田区の学校教育における特別支援教育の基本方針の1つとして、児童・生徒と特別支援学級、地域の特別支援学校等との交流教育の推進を図ります。</li> <li>学校教育において、障害者理解を進めるための指導事例、教材等を開発し、その活用を図ります。</li> <li>「総合的な学習の時間」における人権教育、福祉教育、ボランティア教育等について、これらの実践や研究に積極的に取り組む学校に対し、適切な指導・助言を行います。</li> </ul>	継続

## エ 放課後活動等の充実

事業名	事業内容	目標
16 <b>障害児の学童クラブ受入れ支援</b> [子ども課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童クラブ利用の障害児1～2名につき、1名の臨時（非常勤）職員を配置します。</li> </ul>	継続
17 <b>障害児の放課後支援の充実（◎）</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後等デイサービス事業により、障害児の放課後や学校休校日の日中活動を支援します。</li> </ul>	充実
18 <b>就学児に対する心理相談員巡回相談の実施</b> [子ども課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理相談員による学童クラブへの巡回・相談を実施し、障害児の育成指導の充実を図ります。</li> </ul>	継続
19 <b>障害児日中活動の運営支援</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児を対象とした、民間団体が運営する障害児日中活動に対し、運営費の一部を助成します。</li> </ul>	継続

## ② 社会参加を支援する

(◎は重点事業)

<b>ア</b> <b>移動手段の確保</b>	20 障害者（児）移動支援の実施（◎）
	21 通所バスの運行
	22 リフト付き福祉タクシー事業の実施
	23 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施
	24 ハンディキャブの貸出
	25 心身障害者自動車運転教習費補助の実施
	26 身体障害者用自動車改造費助成の実施
<b>イ</b> <b>日中活動の場の充実</b>	27 障害者の日中活動事業の充実（◎）
	28 重度肢体不自由児（者）生活介護事業所の整備（◎）
	29 精神障害者デイケアの実施
	30 身体障害者福祉センター事業の実施
	31 すみだ教室の実施
<b>ウ</b> <b>交流やスポーツ活動、余暇活動の充実</b>	32 障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施
	33 障害者水泳教室の実施
	34 区民行事への参加促進
<b>エ</b> <b>行政への参画の推進</b>	35 障害者の投票環境の整備
	36 墨田区障害者施策推進協議会の運営
	37 墨田区地域自立支援協議会の運営

## 施策の方向性

### ア 移動手段の確保

障害のある人が自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のひとつである移動支援事業を実施します。

また、リフト付き福祉タクシーをはじめとする移送サービスや運転免許の取得・改造の際の費用助成等に取り組みます。

### イ 日中活動の場の充実

障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスや地域活動支援センター、身体障害者福祉センター、精神障害者のデイケア（通所リハビリ）など、障害のある人の日中活動を支える場を整え、社会参加を支援します。

### ウ 交流やスポーツ活動、余暇活動の充実

障害のある人やその家族同士、障害のある人と地域の人々が交流できる機会づくりを推進するとともに、スポーツ活動、余暇活動などの機会・場づくりを充実し、障害のある人の生きがいを支援します。

### エ 行政への参画の推進

選挙時の投票環境を整備し、障害のある人が安心して投票に出かけられるようにするとともに、墨田区障害者施策推進協議会等の運営等を通じて、障害のある人の行政への参画を推進します。

## 事業計画

### ア 移動手段の確保

事業名	事業内容	目標
20 障害者(児)移動支援の実施(◎) [障害者福祉課、保健計画課]	・単独での外出が困難な場合に、外出時の移動を支援するヘルパーを派遣して必要な支援を行います。	継続
21 通所バスの運行 [障害者福祉課]	・自力での通所が困難な障害者に対し、作業所等への通所を支援するための送迎バスを運行します。	継続
22 リフト付き福祉タクシー事業の実施 [障害者福祉課]	・車いすやストレッチャーを利用したまま乗降できるリフト付福祉タクシーの利用に係る一部料金を区が負担し、利用しやすいよう支援します。	継続
23 心身障害者福祉タクシー料金・自動車燃料費助成事業の実施 [障害者福祉課]	・障害により他の交通機関の利用が困難な心身障害者(児)に対し、福祉タクシー料金・自動車燃料費助成共通券を支給します。	継続
24 ハンディキャブの貸出 [厚生課]	・車いす利用者に対し、ハンディキャブを外出時に貸出します。	継続
25 心身障害者自動車運転教習費補助の実施 [障害者福祉課]	・心身障害者が自動車運転免許を取得、または免許にかかる排気量の限定解除をする際、費用の一部を助成します。	継続
26 身体障害者用自動車改造費助成の実施 [障害者福祉課]	・就労等で必要なため、身体障害者自らが所有し、運転する自動車の操向及び駆動装置の一部を改造する必要がある場合に、改造費を助成します。	継続

## イ 日中活動の場の充実

	事業名	事業内容	目標
27	障害者の日中活動事業の充実 (◎) [障害者福祉課、保健計画課]	・障害者の自立と社会参加を促進するため、地域での自立生活を支援するための通所サービスの充実を図ります。	充実
28	重度肢体不自由児(者)生活介護事業所の整備(◎) [障害者福祉課]	・平成30年度を目途に、重度肢体不自由児(者)を主な対象とする生活介護事業所の整備を支援します。	充実
29	精神障害者デイケアの実施 [向島保健センター、本所保健センター]	・回復途上にある精神障害者に対して、社会適応の促進を図るため、レクリエーションや話しあいなどを通じて、日常生活を支援します。	継続
30	身体障害者福祉センター事業の実施 [厚生課]	・在宅の身体障害者の自立と社会参加を促進するため、すみだ福祉保健センター内「身体障害者福祉センター(身体障害者福祉法に基づく社会参加支援施設)」において、通所による機能訓練などのサービスを提供します。	継続
31	すみだ教室の実施 [生涯学習課]	・区内在住在勤の知的障害者(中学校特別支援学級及び特別支援学校の卒業生等)を対象に、学習・スポーツ・レクリエーションのための教室を開催します。	継続

## ウ 交流やスポーツ活動、余暇活動の充実

	事業名	事業内容	目標
32	障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会の実施 [スポーツ振興課]	・障害者の社会参加と交流の場として、年1回、障害者(児)スポーツ・レクリエーション大会を開催します。	継続
33	障害者水泳教室の実施 [スポーツ振興課]	・障害者にスポーツの機会を提供します。	継続
34	区民行事への参加促進 [障害者福祉課]	・障害者団体がすみだまつりに出店するための、バザー会場の場所を提供します。また、隅田川花火大会において、安全に花火を鑑賞できるように障害者特別観覧席を設置します。	継続

## エ 行政への参画の推進

事業名	事業内容	目標
<p>35</p> <p>障害者の投票環境の整備</p> <p>[選挙管理委員会]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者がより投票しやすい環境づくりを行うため、投票所スロープの設置、車いす用記載台及び照明ランプの設置、点字器の配置、重度の身体障害で歩行の困難な人への対応（郵便投票の実施）等を行います。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>36</p> <p>墨田区障害者施策推進協議会の運営</p> <p>[障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墨田区障害者施策推進協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害者行動計画の推進及び進行管理を行います。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>37</p> <p>墨田区地域自立支援協議会の運営</p> <p>[障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墨田区地域自立支援協議会の定期開催により、障害者及びその関係者と協議のもと、障害福祉計画の推進及び進行管理を行います。</li> </ul>	<p>継続</p>

### ③ 就労を支援する

(◎は重点事業)

#### ア 企業等での就労への移行促進

38	障害者の就労等に関する総合相談の実施 (◎)
39	就労移行支援事業の充実 (◎)
40	働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実 (◎)
41	区における障害者雇用の促進
42	障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施
43	障害者雇用優良事業所の顕彰
44	障害者就労支援関係機関連絡会議の開催

#### イ 障害者施設における就労等の支援の充実

45	福祉的就労機会の保障 (◎)
46	民間活力を導入した区立福祉作業所の再整備 (◎)
47	作業所等経営ネットワーク事業の充実 (◎)
48	障害者施設における新商品開発等支援事業の実施
49	障害者優先調達法に基づく優先調達の推進
50	障害者による地域緑化推進事業の実施
51	障害者による公園清掃の実施
52	官公需による高齢者マッサージ事業委託及び講師派遣依頼
53	官公需によるリサイクル業務委託
54	福祉喫茶の運営支援



## 施策の方向性

### ア 企業等での就労への移行促進

より多くの障害のある人が希望する仕事に就き、経済的に自立できる収入を得ることができるよう、すみだ障害者就労支援総合センターにおいて、障害のある人の就労に関する総合相談、就労の継続・定着支援及び生活支援を充実します。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業により、一般就労を実現するための支援を実施します。

あわせて、区における障害のある人の雇用を促進するとともに、企業に対し、障害のある人の雇用拡大や労働環境の整備にむけた働きかけを推進します。

### イ 障害者施設における就労等の支援の充実

企業等で働くことが難しい障害のある人に福祉的な就労の機会を提供するとともに、意欲や能力のある人を企業等での就労につなげるため、就労継続支援事業所における支援を充実します。

また、企業での就労にむけた支援と利用者の工賃向上のため、区役所が実施する物品等調達や各種役務の提供を障害福祉施設等に発注する官公需の拡大や区内にある複数の作業所からつくられている「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、自主生産品の共同販売をはじめ、福祉施設における仕事の確保にむけた取り組みを推進します。

## 事業計画

### ア 企業等での就労への移行促進

事業名	事業内容	目標
38 障害者の就労等に関する総合相談の実施（◎） [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等での就労を希望する障害者や既に企業等で就労している障害者、家族、関係機関等からの相談に応じ、就職支援及び各種サービス利用支援等を行います。</li> <li>・障害者雇用を検討する企業や既に障害者を雇用する企業等からの相談に応じ、障害に関する事や障害者雇用制度について情報提供等を行います。</li> </ul>	充実
39 就労移行支援事業の充実（◎） [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。</li> </ul>	充実
40 働く障害者への職場定着支援及び生活支援の充実（◎） [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等で就労する障害者が安心・安定して就労継続ができるように、職場定着支援や生活支援等を関係機関と連携して実施します。</li> <li>また、障害者を雇用する企業等に対して、ジョブコーチ支援等を実施します。</li> </ul>	充実
41 区における障害者雇用の促進 [職員課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者を対象とした採用選考に基づき、区職員を採用します。</li> </ul>	継続
42 障害者の雇用拡大を図るための施設整備助成制度の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内中小企業に対して、障害者を継続的に雇用するために必要な施設整備等の経費の一部を助成します。</li> </ul>	継続
43 障害者雇用優良事業所の顕彰 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用に深い理解を有し、顕著な実績のある事業所に感謝状を贈呈し、その実績を周知することにより、区内事業所への障害者雇用の促進を図ります。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
44 障害者就労支援関係機関連絡会議の開催 [障害者福祉課]	・障害者雇用の促進と就労支援サービスの向上のため、企業、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等の障害者就労支援関係機関と連絡会議を開催し、情報交換や意見交換等を行います。	継続

## イ 障害者施設における就労等の支援の充実

事業名	事業内容	目標
45 福祉的就労機会の保障（◎） [障害者福祉課、保健計画課]	・障害の状況により一般企業での就労が困難な障害者に対し、就労の場を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていく訓練、実習等の支援をします。	充実
46 民間活力を導入した区立福祉作業所の再整備（◎） [障害者福祉課]	・老朽化した区立福祉作業所2施設について、民設民営へ移行し廃止します。	実施
47 作業所等経営ネットワーク事業の充実（◎） [障害者福祉課]	・自主生産品の共同販売(スカイワゴン)をはじめ、区内にある複数の作業所で組織している「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク」の共同受注・共同販売等のしくみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売を拡大します。	充実
48 障害者施設における新商品開発等支援事業の実施 [障害者福祉課]	・障害者施設における工賃維持向上を目的として、区内のクリエイター等を活用し、障害者施設等における新商品開発・改良を支援します。	実施
49 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進 [障害者福祉課]	・障害者優先調達法に基づき、区が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達方針を定め、その推進を図ります。	継続
50 障害者による地域緑化推進事業の実施 [障害者福祉課、保健計画課]	・区立公園の花壇等の保全業務、花の苗の配布などの事業を実施し、障害者施設における作業の安定化を支援します。	継続
51 障害者による公園清掃の実施 [障害者福祉課]	・区立公園の清掃事業を委託し、障害者施設における作業の安定化を支援します。	継続

事業名	事業内容	目標
52 <b>官公需による高齢者マッサージ 事業委託及び講師派遣依頼</b> [高齢者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区会館長寿室等の利用者のマッサージ施術事業やマッサージ券等の給付事業に対する施術を障害者が属する関係団体に委託します。</li> </ul>	継続
53 <b>官公需によるリサイクル業務委託</b> [すみだ清掃事務所]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川ストックヤードで行うトレー等の選別作業を障害者が属する関係団体に委託します。</li> </ul>	継続
54 <b>福祉喫茶の運営支援</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区内の障害者団体等が運営する福祉喫茶の運営費の一部を補助し、障害者の雇用の場の確保と障害者と区民との交流の促進を図ります。</li> </ul>	継続

④ 地域生活を支援するサービスを充実する

(◎は重点事業)

ア  
生活支援・介護サービスの充実

55	障害者（児）ホームヘルプサービスの実施
56	障害者（児）ショートステイの運営支援（◎）
57	日中一時支援事業の実施
58	心身障害者（児）緊急一時介護の実施
59	重度脳性麻痺者介護事業の実施
60	重症心身障害児在宅療育支援事業（都事業）との連携
61	重度心身障害者（児）巡回入浴サービスの実施
62	ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成の実施
63	心身障害者理美容サービスの実施
64	意思疎通支援事業の実施
65	障害児（者）歯科相談及び健診の実施
66	在宅リハビリテーション支援の実施
67	保健師による訪問指導の実施
68	「障害者福祉の手引き（フレーフレーマイペース）」の配布

イ  
給付によるサービスの充実

69	補装具の交付・修理の実施
70	障害者（児）日常生活用具等の給付・貸与
71	重度心身障害者（児）紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施
72	心身障害者福祉電話サービスの実施
73	補助犬の給付
74	中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施
75	住宅修築資金融資あっせん（利子補助）
76	住宅設備改善費等の助成

## 施策の方向性

### ア 生活支援・介護サービスの充実

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、本人及びその家族の生活を支えるサービスをさらに充実します。

訪問系サービスを充実していくとともに、障害のある人を介護している家族の休息やリフレッシュを支援するレスパイトとしてのショートステイや日中一時支援、聴覚障害のある人等のコミュニケーション支援など、障害のある人が個々の状況や必要性に応じてサービスを提供できる基盤の整備を、民間事業者等と連携して推進します。

### イ 給付によるサービスの充実

障害のある人の日常生活上の困難さを軽減し、また、地域での活動範囲を広げるための補装具や日常生活用具など、給付によるサービスを充実します。

## 事業計画

### ア 生活支援・介護サービスの充実

事業名	事業内容	目標
55 障害者（児）ホームヘルプサービスの実施 [障害者福祉課、保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	・ 障害者総合支援法に基づき、障害者等が在宅において日常生活を営めるよう、ホームヘルパーによる家事・介護等の支援を行います。	継続
56 障害者（児）ショートステイの運営支援（◎） [障害者福祉課]	・ 障害者総合支援法に基づき、障害者の地域生活を支えるショートステイ（短期入所）を行います。また、重度障害者を受け入れる事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。 ・ 区内への事業所の誘導や、施設整備について検討します。	継続
57 日中一時支援事業の実施 [障害者福祉課]	・ 介護を行う家族等の事情により、日中に一時的な支援が必要な障害者に対して支援を行います。	継続

事業名	事業内容	目標
<p>心身障害者（児）緊急一時介護の実施</p> <p>58 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者（児）の保護者が、冠婚葬祭・病気・休養等により、障害者の介護を友人やボランティア等に依頼した場合、経費の一部を助成します。</li> <li>自宅で保護できない場合、病院や施設で介護します。</li> </ul>	継続
<p>重度脳性麻痺者介護事業の実施</p> <p>59 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外活動を行うことが困難な在宅の重度脳性麻痺者を家族が介護する場合、月12回まで介護人手当を支給します。</li> </ul>	継続
<p>重症心身障害児在宅療育支援事業（都事業）との連携</p> <p>60 [保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が実施する訪問事業（訪問看護・訪問健康診査）と連携し、重症の障害児（者）の在宅療養を支援します。</li> </ul>	継続
<p>重度心身障害者（児）巡回入浴サービスの実施</p> <p>61 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭または公衆浴場での入浴が困難な重度障害者（児）に対して、週1回、自宅に巡回入浴車を派遣して入浴サービスを実施します。</li> </ul>	継続
<p>ねたきり重度心身障害者（児）寝具洗たく乾燥助成の実施</p> <p>62 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ねたきりの重度障害者（児）で、家庭で布団の洗たく乾燥が困難な人に対し、寝具洗たく乾燥サービスを実施します。</li> </ul>	継続
<p>心身障害者理美容サービスの実施</p> <p>63 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理容院や美容院に出向くことが困難な心身障害者に対し、自宅に理容師または美容師を派遣する、訪問理美容サービスを実施します。</li> </ul>	継続
<p>意思疎通支援事業の実施</p> <p>64 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院・買い物・会合等、日常生活の中で意思疎通が困難な聴覚障害者及び言語障害者に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</li> </ul>	継続
<p>障害児（者）歯科相談及び健診の実施</p> <p>65 [保健計画課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すみだ福祉保健センター内「ひかり歯科相談室」において、障害児及びその家族を対象に、口腔機能の健康維持に必要な助言指導を行います。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
在宅リハビリテーション支援の実施 66 [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳卒中等の病気や骨折等の怪我で入院し、回復期のリハビリテーションを受けて退院した方等を対象に、在宅で安心していきいきとした自立生活を送ることができるシステムを構築し、健康の保持及び福祉の向上を図ります。</li> </ul>	継続
保健師による訪問指導の実施 67 [向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師が訪問を行い、関係機関との連携と調整のもと、療養指導、適切な医療を受けるための支援を行います。</li> </ul>	継続
「障害者福祉の手引き(フレールーマイペース)」の配布 68 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の障害者(児)が利用できる福祉サービスや生活に役立つ情報を掲載した手引き(冊子・音声版)を配布します。</li> </ul>	継続

## イ 給付によるサービスの充実

事業名	事業内容	目標
補装具の交付・修理の実施 69 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳所持者に対し、補装具費(購入・修理)を支給します。</li> </ul>	継続
障害者(児)日常生活用具等の給付・貸与 70 [障害者福祉課、保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者(児)等に対し、地域で自立した日常生活を送るために必要な機器の給付及び貸与を行います。</li> </ul>	継続
重度心身障害者(児)紙おむつ等支給・おむつ代助成の実施 71 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳以上の在宅の重度心身障害者(児)でおむつが必要な人に対し、紙おむつを支給します。病院指定のおむつを使用している場合にはおむつ代を支給します。</li> </ul>	継続
心身障害者福祉電話サービスの実施 72 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の確保を図るため、低所得者に対し、福祉電話の貸与及び基本料金の助成を行います。</li> </ul>	継続
補助犬の給付 73 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内に概ね1年以上居住する18歳以上の身体障害者で、要件を満たしている在宅者に、盲導犬・介助犬・聴導犬の補助犬を給付します。</li> </ul>	継続



事業名	事業内容	目標
<p>74 中等度難聴児の補聴器購入費助成の実施 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、早期の補聴器装用を促すことで、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>75 住宅修築資金融資あっせん(利子補助) [住宅課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者のための専用室を設けたり、修繕、増改築等を行う際の資金の融資あっせん・利子の補給を行います。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>76 住宅設備改善費等の助成 [障害者福祉課、防災まちづくり課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の身体障害者（児）に対し、居住する住宅の改善に要する費用の助成を行います。</li> <li>・住宅設備改善費の助成を受け、木造住宅の耐震改修の助成を同時に受ける場合、耐震改修の助成率を優遇して助成します。</li> </ul>	<p>継続</p>

⑤ 地域生活を支える体制を整える

(◎は重点事業)

ア  
住み慣れた地域での暮らしの支援

77	地域生活支援拠点等の整備の検討 (◎)
78	障害者グループホームの整備・支援体制強化支援 (◎)
79	グループホームによる地域生活の推進
80	福祉ホーム運営費補助事業の実施
81	精神障害者地域移行・地域定着支援の実施

イ  
相談支援及び権利擁護

82	障害者に対する相談体制の充実 (◎)
83	地域活動支援センターにおける相談支援の実施
84	基幹相談支援センターの設置の検討
85	聴覚障害者生活支援事業の実施
86	障害者虐待防止センターの運営
87	発達障害に関する支援体制づくり
88	成年後見制度の実施
89	地域福祉権利擁護事業の実施
90	財産保全管理サービスの実施
91	こころの健康相談等の実施

ウ  
所得の保障及び医療費等の助成

92	障害（基礎）年金（国制度）の支給
93	福祉手当（国制度）の支給
94	児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給
95	重度心身障害者手当（都制度）の支給
96	心身障害者福祉手当（区制度）の支給
97	児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給
98	心身障害者（児）医療費助成（都制度）の実施
99	自立支援医療（更生医療）の実施
100	自立支援医療（育成医療）の実施
101	自立支援医療（精神通院）の実施
102	小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施
103	難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施
104	障害福祉サービス等の利用者負担の軽減
105	日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施
106	日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施
107	グループホーム入居者家賃補助事業の実施

## 施策の方向性

### ア 住み慣れた地域での暮らしの支援

障害がある人の介護者が不在となった後も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、民間事業者等の誘導も含めたグループホームの整備と運営を支援するとともに、居住支援機能であるグループホームと地域支援機能を兼ね備えた地域生活支援拠点の整備を検討します。

### イ 相談支援及び権利擁護

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族からの相談に応じて、個々の障害の特性や必要性に応じたさまざまなサービスを調整し、総合的・継続的に支援する相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、虐待防止体制など、障害のために選択や意思決定が困難で、判断能力が不十分な人の権利を擁護するしくみづくりを推進します。

### ウ 所得の保障及び医療費等の助成

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、国や都、区の制度に基づき年金・手当を給付し、一定水準の所得保障を行います。

また、障害のある人が必要な医療や福祉サービスを受けた際の給付・助成を行います。

## 事業計画

### ア 住み慣れた地域での暮らしの支援

事業名	事業内容	目標
地域生活支援拠点等の整備（◎） 77 [障害者福祉課]	・居住支援機能であるグループホームと地域支援機能を兼ね備えた地域生活支援拠点の整備を検討します。（既存グループホームの活用を含む。）	充実
障害者グループホームの整備・支援体制強化支援（◎） 78 [障害者福祉課]	・計画期間内に、重度障害者を対象とするグループホームを整備する民間事業者等を誘導し、整備を支援します。また、重度障害者を受け入れる事業者に対し、支援体制を強化するための補助を実施します。	充実

事業名	事業内容	目標
79 グループホームによる地域生活の推進 [障害者福祉課]	・地域において自立した生活を営むことができるよう、グループホームにおける日常生活の支援を推進します。	継続
80 福祉ホーム運営費補助事業の実施 [障害者福祉課]	・身体障害者が利用する障害者総合支援法に基づく福祉ホームに対し、運営助成を行います。	継続
81 精神障害者地域移行・地域定着支援の実施 [保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	・退院可能な長期入院中の精神障害者等が、自立し安定した地域生活ができるよう、障害者総合支援法に基づく地域移行支援及び地域生活支援により支援します。	継続

## イ 相談支援及び権利擁護

事業名	事業内容	目標
82 障害者に対する相談体制の充実(◎) [障害者福祉課、向島保健センター、本所保健センター]	・障害の種別にかかわらず、障害者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を実施します。	継続
83 地域活動支援センターにおける相談支援の実施 [保健計画課]	・障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターⅠ型において、相談支援を実施し、精神障害者の地域での自立生活を支援します。	継続
84 基幹相談支援センターの設置の検討 [障害者福祉課]	・障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの設置について、検討を行います。	継続
85 聴覚障害者生活支援事業の実施 [障害者福祉課]	・聴覚障害者等の社会生活の向上を図るため、手話の技術を持ち、聴覚障害の特性を理解した生活支援員が聴覚障害者等に対して生活面に関する相談支援を行います。	継続
86 障害者虐待防止センターの運営 [障害者福祉課]	・障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉課内に設置した墨田区障害者虐待防止センターを運営し、虐待の早期発見や防止に努めます。	継続

事業名	事業内容	目標
87 <b>発達障害に関する支援体制づくり</b> [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害に関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。</li> </ul>	継続
88 <b>成年後見制度の実施</b> [厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する相談対応に加え、市民後見人の養成や後見人報酬の助成等の利用促進のための取組みを進め、成年後見制度の利用を支援します。</li> </ul>	継続
89 <b>地域福祉権利擁護事業の実施</b> [厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判断力が不十分であるため、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な障害者等に対し、サービスの利用援助等を行います。</li> </ul>	継続
90 <b>財産保全管理サービスの実施</b> [厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者等の重要書類を預かり、権利を守る財産保全サービスを実施します。</li> </ul>	継続
91 <b>こころの健康相談等の実施</b> [向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターにおける精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導により、精神保健全般に関するこころの健康相談を行います。〔こころの健康相談・酒害等依存症相談・思春期相談〕</li> </ul>	継続

## ウ 所得の保障及び医療費等の助成

事業名	事業内容	目標
92 障害（基礎）年金（国制度）の支給 [国保年金課]	・障害（基礎）年金の受付を行います。	継続
93 福祉手当（国制度）の支給 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神または身体に著しく特に重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。</li> <li>・精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。</li> <li>・従来の福祉手当（昭和61年廃止）を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれも受給していない人に、経過的に福祉手当を支給します。</li> </ul>	継続
94 児童扶養手当・特別児童扶養手当（国制度）の支給 [子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父または母に重度の障害がある等の状況で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している人に対し、児童扶養手当を支給します。</li> <li>・20歳未満の障害児を養育している人に対し、特別児童扶養手当を支給します。</li> </ul>	継続
95 重度心身障害者手当（都制度）の支給 [障害者福祉課]	・重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な障害者に対し、重度心身障害者手当を支給します。	継続
96 心身障害者福祉手当（区制度）の支給 [障害者福祉課]	・身体障害者1～3級、愛の手帳1～4度、特殊疾病認定を受けている人等を対象に、心身障害者福祉手当を支給します。	継続
97 児童育成（育成・障害）手当（区制度）の支給 [子育て支援課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父または母が重度の障害を有する児童を養育している人に対し、育成手当を支給します。</li> <li>・20歳未満の障害児を扶養している人に対し、障害手当を支給します。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
98 <b>心身障害者（児）医療費助成（都制度）の実施</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1～2級（内部障害は3級）、愛の手帳1～2度の人を対象に、医療費自己負担分の全額または一部を助成します。</li> </ul>	継続
99 <b>自立支援医療（更生医療）の実施</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法に基づき、身体障害者手帳を持つ18歳以上の人、その障害の軽減や進行を防ぐために必要な医療を給付します。</li> </ul>	継続
100 <b>自立支援医療（育成医療）の実施</b> [保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法に基づき、比較的短期間の治療により障害の除去・軽減が期待される児童に必要な医療を給付します。</li> </ul>	継続
101 <b>自立支援医療（精神通院）の実施</b> [向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者精神支援法に基づき、通院による精神医療を継続的に要する人に対し必要な医療を給付します。</li> </ul>	継続
102 <b>小児精神入院医療費助成制度（都制度）の実施</b> [向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則に基づき、小児精神入院医療費を助成します。</li> </ul>	継続
103 <b>難病患者医療費公費負担制度（都制度）の実施</b> [向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都難病患者等に係る医療等の助成に関する規則に基づき、難病患者医療費を助成します。</li> </ul>	継続
104 <b>障害福祉サービス等の利用者負担の軽減</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域生活支援事業における利用者負担額について、障害福祉サービス等の利用者負担額と一体的に上限管理を行い、利用者負担の軽減を図ります。</li> <li>児童発達支援に係る利用者負担額について、全額を補助します。</li> </ul>	継続
105 <b>日中活動系サービス利用者の昼食費一部助成の実施</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動系サービスの利用者に対する昼食費について、その一部を助成し、利用者負担の軽減を図ります。</li> </ul>	継続
106 <b>日中活動系サービス利用者の交通費助成の実施</b> [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動系サービスの利用者に対する交通費を助成し、利用者負担の軽減を図ります。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
<p>107 グループホーム入居者家賃補助事業の実施</p> <p>[障害者福祉課、保健計画課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームを利用する障害者の経済的負担を軽減するため、利用者の家賃の一部を助成します。</li> </ul>	<p>継続</p>



⑥ 安全・安心に暮らせるまちをつくる

(◎は重点事業)

ア 障害の理解の促進	108	障害者福祉啓発事業の充実 (◎)
	109	障害者問題に関する啓発の実施 (◎)
	110	家庭教育学級の実施
	111	職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進
	112	ボランティア育成講座の実施
イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進	113	公共建築物等の改善整備 (◎)
	114	民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導
	115	公園出入口道路のバリアフリー整備
	116	道路のバリアフリー整備 (◎)
	117	福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施
	118	福祉のまちづくり推進のための体制づくり (◎)
	119	交通安全施設対策の実施
	120	障害者交通安全等意見交換会の実施
	121	バリアフリーマップの運営
ウ 情報のバリアフリーの推進	122	障害に配慮した資料の作成
	123	対面朗読サービスの実施
	124	視覚障害者等への図書サービスの実施
	125	障害者宅・施設等への図書館サービスの実施
	126	福祉のひろば（ホームページ）等の充実
	127	資料館だよりの点字版の発行
	128	「声のたより」の発行
	129	講演会等における手話通訳者等の配置
	エ 安全・安心な暮らしの支援	130
131		家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業
132		災害時要援護者サポート隊の結成支援
133		地域社会における障害者救護体制の充実 (◎)
134		ふれあい収集（ごみの収集）の実施
135		ヘルプカードの配布
136		防犯パトロールカーによる巡回警備の実施
137		消費者問題に関する啓発の実施

## 施策の方向性

### ア 障害の理解の促進

障害や障害のある人に対する無理解・無関心、偏見や差別をなくし、互いに認めあいながら、共生していくことのできる地域づくりにむけて、あらゆる機会を通じて、障害や障害のある人への理解を促進するための普及・啓発、福祉教育を推進します。

また、障害のある人を支援するボランティアの育成をすすめます。

### イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

公共施設や学校、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

また、バリアフリーの考え方を一歩すすめて、はじめから「すべての人が利用しやすい」ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進し、区民、事業者、区等が一体となって、障害のある人も自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などに参加することができる環境づくりをすすめます。

### ウ 情報のバリアフリーの推進

視覚障害や聴覚障害のある人、自由に外出ができない人など、情報を自ら得ることが難しい人も、障害のない人と同様に、必要な情報を手に入れることができるよう、区のホームページのアクセシビリティ（利便性）への対応、区政情報等の点字版や録音テープ版の発行、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の配置などを通じて、障害の特性に配慮した、わかりやすい情報提供を推進します。

### エ 安全・安心な暮らしの支援

緊急時の対応が困難な障害のある人を支援するとともに、地域と区との連携による災害時の救護体制を整備し、障害のある人が安心して生活できる地域づくりを推進します。

## 事業計画

### ア 障害の理解の促進

事業名	事業内容	目標
108 障害者福祉啓発事業の充実（◎） [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者及びその家族が交流し、地域の人々との相互理解を図る機会として、障害者週間に合わせて啓発事業を実施します。</li> </ul>	継続
109 障害者問題に関する啓発の実施（◎） [障害者福祉課、広報広聴担当]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区主催事業や作業所等のイベント等の機会を通じて、啓発活動を行います。</li> <li>・ 区のお知らせ「すみだ」の紙面や行政広報番組「ウィークリーすみだ」の映像などを通じて各種の障害者施策、障害者等に関する正しい知識の普及を行い、区民の理解の推進を図ります。</li> </ul>	継続
110 家庭教育学級の実施 [生涯学習課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者団体等が自主的に開催する家庭教育学級を積極的に支援します。</li> </ul>	継続
111 職員に対する福祉研修等の実施及び参加促進 [職員課、障害者福祉課、保健計画課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都、東京都社会福祉協議会、全国社会福祉協議会などが実施する研修への職員の派遣を積極的に行うとともに、区職員へ福祉研修等を行い、障害者に対する理解の推進と、職員の資質の向上を図ります。</li> </ul>	継続
112 ボランティア育成講座の実施 [ひきふね図書館、厚生課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者等への図書館サービスを充実するため、音訳者等を養成する講座を開催します。</li> <li>・ ボランティア講座やボランティア講習会等の開催を支援し、区民ボランティアを育成します。</li> </ul>	継続

## イ ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくりの推進

事業名	事業内容	目標
<p>公共建築物等の改善整備 (◎)</p> <p>113 [関係各課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者用トイレの設置、エレベーター等の設置、階段の手すりの設置など、区の公共建築物、学校等のバリアフリー化をすすめます。</li> <li>・視覚障害者音声誘導装置の設置を推進します。</li> </ul>	充実
<p>民間建築物のユニバーサルデザイン化への指導・誘導</p> <p>114 [建築指導課、都市計画課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例、墨田区集合住宅条例及び開発指導要綱に基づき、民間建築物のユニバーサルデザイン化を指導・誘導します。</li> </ul>	継続
<p>公園出入口バリアフリー整備</p> <p>115 [道路公園課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民のだれもが安心して利用できるよう、公園出入口等のバリアフリー化をすすめます。</li> </ul>	継続
<p>道路のバリアフリー整備 (◎)</p> <p>116 [道路公園課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の段差を解消することにより、障害者、高齢者等の歩行者及び車いす等の円滑な通行を確保します。</li> </ul>	充実
<p>福祉のまちづくり施設整備助成事業の実施</p> <p>117 [厚生課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、公衆浴場等の公共的性格をもつ建築物を、墨田区福祉のまちづくり施設整備助成金交付要綱に基づき改善あるいは設置する場合において、その整備経費の一部を助成します。(整備工事費の1/2で350万円を限度)</li> </ul>	継続
<p>福祉のまちづくり推進のための体制づくり (◎)</p> <p>118 [厚生課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりに関する情報交換や、全庁的な連絡調整を行うため、関係機関による調整会議等を開催します。</li> <li>・会議を通じた検討のもと、福祉のまちづくりを総合的に推進します。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
<b>交通安全施設対策の実施</b> [土木管理課、産業経済課] 119	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等歩行者の通行安全確保のため、道路上の商品等の除去、放置自転車等の撤去などを行います。</li> <li>・ 墨田区商店街連合会の各種会合、区内商店街対象の各種指導事業を通じ、歩道・車道上の商品の撤去について指導を行います。</li> </ul>	継続
<b>障害者交通安全等意見交換会の実施</b> [土木管理課] 120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者団体との意見交換を通じて交通安全施策の充実を図るため、「障害者交通安全等意見交換会」を実施します。</li> </ul>	継続
<b>バリアフリーマップの運営</b> [厚生課] 121	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度作成のバリアフリーマップの充実を図るため、施設等の更新及び新規施設等の公募を実施します。</li> </ul>	充実

## ウ 情報のバリアフリーの推進

事業名	事業内容	目標
<b>障害に配慮した資料の作成</b> [広報広聴担当、ひきふね図書館] 122	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料等の点訳を行います。</li> <li>・ 録音図書等の作成のための参考資料の収集を行います。</li> </ul>	継続
<b>対面朗読サービスの実施</b> [ひきふね図書館] 123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者等に対し、図書館で図書の対面朗読を実施します。</li> </ul>	継続
<b>視覚障害者等への図書サービスの実施</b> [ひきふね図書館] 124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚障害者等に対し、点字図書、録音図書、拡大写本などの障害者資料の貸出等を実施します。</li> </ul>	継続
<b>障害者宅・施設等への図書館サービスの実施</b> [ひきふね図書館] 125	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書館の利用が困難な視覚障害者等に対し、郵送によるテープ雑誌、録音図書等の貸出しサービスを行います。</li> <li>・ 知的障害者施設や高齢者施設への貸出しサービスを実施します。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
126 福祉のひろば（ホームページ）等の充実 [広報広聴担当、障害者福祉課]	・区のホームページ上のアクセシビリティの向上を図るとともに、福祉のひろばを充実し、福祉サービス、イベント・講座など、区内の障害者や障害者団体にむけた情報提供を行います。	継続
127 資料館だよりの点字版の発行 [すみだ郷土文化資料館]	・視覚障害者にすみだ郷土文化資料館の事業や展示内容等の情報を提供するため、ボランティアとの連携のもと、資料館だよりの「みやこどり」の点字版を発行します。	継続
128 「声のたより」の発行 [厚生課]	・区内在住の視覚障害者で希望する人に対し、「区のお知らせ」「区議会だよりの」等の録音版を郵送します。	継続
129 講演会等における手話通訳者等の配置 [関係各課]	・区が主催する事業で、聴覚障害者の人が参加する場合に、手話通訳者・要約筆記者を配置します。	継続

## エ 安全・安心な暮らしの支援

事業名	事業内容	目標
130 緊急通報・火災安全システムの設置 [障害者福祉課]	・ひとり暮らしの重度身体障害者が急病時等の緊急事態に陥った際に、家庭内に設置した発信機により「受信センター」に通報が入り、現場急行員の急行指示や東京消防庁へ救急車等の出動を要請します。また、平常時には健康・介護相談やお伺いコールを行います。	継続
131 家具転倒防止・ガラス飛散防止器具取り付け事業 [障害者福祉課]	・地震による被害の軽減を図るため、家具転倒防止器具や飛散防止フィルムを取り付けます。	継続

事業名	事業内容	目標
<p>災害時要援護者サポート隊の結成支援</p> <p>132 [防災課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の助けあいにより、災害時に援護が必要な人の手助けをする「災害時要援護者サポート隊」を各町会に結成し、住民の助けあいシステムを通じて、障害者や高齢者等の災害時の安全確保を図ります。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>地域社会における障害者救護体制の充実（◎）</p> <p>[防災課]</p> <p>133</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、高齢者等、災害時に支援が必要な人の2次避難所を積極的に確保します。</li> <li>・災害時医療救護活動マニュアルに基づき、救護体制の充実を図ります。</li> <li>・区民防災訓練や地域防災活動拠点会議等を通じ、災害時に支援が必要な人の救護体制の充実を図ります。</li> <li>・現行の災害時要援護者名簿及び災害時要援護者総合支援プラン等を見直し、修正後の名簿及びプラン等に基づき、救護体制の充実を図ります。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>ふれあい収集（ごみの収集）の実施</p> <p>134 [すみだ清掃事務所]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のみの世帯のうち、自らごみを集積所などに持ち出すことが困難で、近隣等の協力が得られない場合、ごみの収集を支援します。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>ヘルプカードの配布</p> <p>135 [障害者福祉課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が災害時や緊急時に周囲の人に手助けをもとめるためのヘルプカードの配布と、その普及啓発を行います。</li> </ul>	<p>継続</p>
<p>防犯パトロールカーによる巡回警備の実施</p> <p>136 [安全支援課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪の発生を未然に防ぐため、警察車両に類似の塗装を施し青色回転灯を搭載した2台の防犯パトロールカーで、毎日、区内全域の巡回パトロールを実施しています。この事業を通じて、障害者の安全・安心の確保を図ります。</li> </ul>	<p>継続</p>

事業名	事業内容	目標
<p style="text-align: center;">消費者問題に関する啓発の実施</p> <p>137 [生活経済課]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者（施設）に対し、悪質商法の手口や消費生活のトラブルなどの情報提供を行い、くらしの安全と消費生活向上を図ります。</li> </ul>	<p>継続</p>



## ⑦ 施策の推進体制を整備する

(◎は重点事業)

<b>ア</b> サービスの質の確保・向上	138 障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化 (◎)
	139 障害福祉サービス第三者評価制度の推進 (◎)
<b>イ</b> 事業者や団体の支援	140 民間障害福祉サービス事業所への運営支援
	141 ホームヘルパー（訪問介護員）等の育成支援
	142 ボランティアに対する支援
	143 心身障害者団体への運営費補助の実施
	144 精神障害者・家族への支援
	145 難病患者への支援
	146 高次脳機能障害の患者・家族への支援
147 地域リハビリグループへの支援	

### 施策の方向性

#### ア サービスの質の確保・向上

障害福祉サービスに対する苦情対応体制の機能強化、第三者評価制度の推進など、障害福祉サービスの質の確保・向上にむけた取り組みをすすめます。

#### イ 事業者や団体の支援

障害福祉サービスの安定的な供給の確保や民間事業者の専門性等の活用に向けて、民間事業者やサービス提供者への支援・連携を推進します。

また、障害のある人の家族や家族会への支援を通じて、家族同士の交流や支えあいを促進します。

## 事業計画

### ア サービスの質の確保・向上

事業名	事業内容	目標
<b>障害福祉サービス苦情対応体制の機能強化（◎）</b> [厚生課、障害者福祉課] 138	<ul style="list-style-type: none"> <li>すみだ福祉サービス権利擁護センターにおける、福祉サービス利用に際しての苦情対応体制の機能強化を図ります。</li> <li>必要に応じて、専門家による苦情解決第三者機関「すみだ福祉サービス苦情調整委員会」が、苦情解決にむけて事業者との調整を行います。</li> </ul>	継続
<b>障害福祉サービス第三者評価制度の推進（◎）</b> [厚生課、障害者福祉課、保健計画課] 139	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者の評価機関が、専門的・客観的な立場から、福祉施設のサービス等を評価し、その結果を公表する「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。</li> </ul>	継続

### イ 事業者や団体の支援

事業名	事業内容	目標
<b>民間障害福祉サービス事業所への運営支援</b> [障害者福祉課、保健計画課] 140	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者に作業指導や生活支援等を行う民間法人が運営する事業所に対し、運営費の助成を行い、事業所の充実を支援します。</li> </ul>	継続
<b>ホームヘルパー（訪問介護員）等の育成支援</b> [障害者福祉課] 141	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者を介護するホームヘルパーの研修への支援を行い、ホームヘルパーの育成を支援します。</li> </ul>	継続
<b>ボランティアに対する支援</b> [総務課、ひきふね図書館、障害者福祉課] 142	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動中の不測の事故に対する補償をするために、区が保険の掛け金を全額負担する墨田区ボランティア保険制度でボランティア活動を支援します。</li> <li>対面朗読、録音図書・点字図書・拡大写本製作に係わる奉仕者に対し、謝礼を支払います。</li> <li>区が主催または共催する事業に協力するボランティアに対し、交通費等の費用の一部を支弁します。</li> </ul>	継続

事業名	事業内容	目標
143 心身障害者団体への運営費補助の実施 [障害者福祉課]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区障害者団体連合会を通じて、心身障害者団体の運営及び自主活動を支援します。</li> </ul>	継続
144 精神障害者・家族への支援 [保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者本人やその家族が、正しく病気を理解し交流することで、地域で安定して生活できるように支援します。</li> </ul>	継続
145 難病患者への支援 [保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者本人やその家族が、正しく病気を理解し、交流することで、地域で安定して生活できるよう支援します。</li> </ul>	継続
146 高次脳機能障害の患者・家族への支援 [保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故等で脳機能に障害を受けることによって起こる高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。</li> <li>・高次脳機能障害の人の地域での自立生活、家族への支援を実施します。</li> </ul>	継続
147 地域リハビリグループへの支援 [保健計画課、向島保健センター、本所保健センター]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養者の社会参加を促進するため、各地域の自主グループの育成をすすめます。</li> </ul>	継続

## 資料 計画策定のための体制

### (1) 墨田区障害者施策推進協議会

#### 墨田区障害者施策推進協議会に関する要綱

57墨厚厚発第178号

昭和57年4月10日

#### (設置)

第1条 墨田区障害者行動計画の推進及び改定に当たり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成25年墨田区条例第5号）により設置した墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

#### (構成)

第2条 推進協議会は、委員22人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱又は任命する。

#### (会長等)

第3条 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

#### (協議事項)

第4条 推進協議会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。

(2) 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

#### (招集)

第5条 推進協議会は、区長が招集する。

#### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区の職員には支給しない。

#### (庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この要綱は、昭和57年5月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

## (2) 墨田区障害者施策推進協議会委員

区分	氏名	所属等	任期
障害者団体等の代表者	平 墳 隆 一	墨田区障害者団体連合会	25. 5. 1～27. 4. 30
	浅 岡 ミサ子	〃	〃
	荘 司 康 男	〃	〃
	前 田 君 代	〃	〃
	小 宮 隆 仁	〃	〃
	三 浦 八重子	〃	〃
	小久保 登美子	墨田区知的障害者相談員	〃
	中 武 繁 明	墨田区身体障害者相談員	〃
学識経験者	小 林 敬 子	墨田区民生委員・児童委員協議会	26. 4. 1～27. 4. 30
	田 中 三 伊	墨田区社会福祉協議会	25. 5. 1～27. 4. 30
	森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役	〃
区議会議員	林 恒 雄	墨田区議会議員	〃
	佐 藤 篤	〃	〃
	と も 宣 子	〃	〃
	は ら つとむ	〃	〃
	井 上 ノエミ	〃	〃
	あ べ きみこ	〃	〃
関係行政機関の職員	磯 部 淳 子	東京都立墨田特別支援学校長	26. 4. 1～27. 4. 30
	小 川 崇	特別支援学級設置中学校代表 (本所中学校長)	〃
	持 田 和 彦	墨田公共職業安定所 職業相談部長	25. 5. 1～27. 4. 30
	中 橋 猛	墨田区保健所長	〃

(敬称略)

### (3) 墨田区地域福祉計画推進本部

#### 墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日

#### (設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

#### (審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

#### (招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

#### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

別表

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会

企画経営室	企画・行政改革担当課長
総務部	総務課長、人権同和・男女共同参画課長
総務部危機管理担当	防災課長、安全支援課長
区民部	窓口課長

区民活動推進部	区民活動推進課長
区民活動推進部環境担当	環境保全課長
産業観光部	生活経済課長
福祉保健部	厚生課長、保護課長、障害者福祉課長、 介護保険課長、高齢者福祉課長
福祉保健部子ども・子育て支援担当	子育て支援課長、子ども課長、子育て支援 総合センター館長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、 本所保健センター所長
都市計画部	都市計画課長
都市整備部	都市整備課長
教育委員会事務局	庶務課長、指導室長



#### (4) 検討経過

##### 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 26 年 7 月 23 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について 2. 「第4期墨田区障害者行動計画(前期)」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 11 月 19 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について (素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 28 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について (最終案の検討)

##### 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 26 年 7 月 8 日(火) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 墨田区役所 庁議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について 2. 「第4期墨田区障害者行動計画(前期)」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 11 月 11 日(火) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 墨田区役所 庁議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について (素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 20 日(火) 午前 10 時 00 分～11 時 30 分 墨田区役所 庁議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について (最終案の検討)

##### 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 26 年 6 月 24 日(火) 午前 9 時 30 分～11 時 15 分 墨田区役所 31 会議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について 2. 「第4期墨田区障害者行動計画(前期)」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 10 月 24 日(金) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 墨田区役所 121 会議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について (素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 8 日(木) 午後 1 時 30 分～3 時 墨田区役所 81 会議室	1. 「第4期墨田区障害者行動計画(後期)」の策定について (最終案の検討)

# 第3章 墨田区障害福祉計画【第4期】

## 1 計画の策定に当たって

### (1) 計画策定の目的

この墨田区障害福祉計画【第4期】（以下「本計画」といいます。）は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、次の事項を定めることを目的に策定するものです。

- ① 基本指針に即した平成29年度における指定項目の成果目標
- ② 各年度における障害福祉サービス・地域相談支援・計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

策定に当たっては、第3期までの計画に引き続き、障害者を取り巻く環境の変化と今までの計画の実績を勘案しています。

### (2) 計画の基本的理念

- ① 社会の一員として、自らの生活のあり方を主体的に決定・選択できるよう、相談支援の充実を進めます。
- ② 必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービスの計画的な提供に努めます。
- ③ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、住み慣れた地域社会で暮らし続けられるよう、共同生活の場の充実に努めます。

### (3) 計画の性格と位置づけ

本計画は、区のめざすべき将来像を掲げる「墨田区基本構想」に基づく「墨田区基本計画」そして区の福祉分野に共通した事項に係る計画を定めた「墨田区地域福祉計画」との整合性を保ちつつ、他の関連個別計画との調和を図って策定しています。

また、本計画は、障害者基本法に基づく区における障害者施策に関する基本的な計画としての性格を有している「墨田区障害者行動計画」の一部を担うものであり、同行動計画が障害者総合支援法に基づく施策を含めた、区の障害者施策全体の計画を定めているのに対し、本計画は、障害者総合支援法に基づく施策について定めた計画となっています。

#### (4) 計画期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間としています。

計 画 名	これまでの計画期間
墨田区障害福祉計画【第1期】	平成18年度から平成20年度
墨田区障害福祉計画【第2期】	平成21年度から平成23年度
墨田区障害福祉計画【第3期】	平成24年度から平成26年度

#### (5) 計画の策定方法と計画の評価等

##### ① 計画の策定体制及び方法

本計画は、障害者団体、障害福祉関係事業者、特別支援学校、区関係職員等で構成される「墨田区地域自立支援協議会」において、協議・検討を行うとともに、区内における障害者団体等の代表者等を含む「墨田区障害者施策推進協議会」及び庁内の検討組織である「墨田区地域福祉計画推進本部」と連携・調整を図りながら策定しています。

また、策定に当たっては、国の「基本指針（※）」による、障害福祉計画の作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを踏まえるほか、障害者団体との意見交換やパブリックコメント等を実施し、障害者をはじめとする区民の意見を計画に反映させるための取り組みを実施しました。

※ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）

##### ② 計画の点検及び評価

年に一度、墨田区地域自立支援協議会において事業実績について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、サービス提供体制の更なる計画的な整備の検討を行うこととします。

##### ③ 医療機関・教育機関等その他の関係機関との連携に関する事項

本計画の推進に当たっては、医療機関や教育機関等その他の関係機関の職員によって構成される墨田区地域自立支援協議会（全体会・専門部会）を定期的に行い、各関係機関の連携を図っていきます。

## 2 基本指針に定める成果目標

本計画では、国の定めた基本指針と共に障害福祉計画の策定に向けた東京都の基本的な考え方を踏まえ、以下の項目について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定します。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 地域生活支援拠点等の整備
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者施設入所者のうち、平成29年度末における地域生活に移行する人の数値目標と平成29年度末における施設入所者数を設定します。地域生活移行を推進する一方、入所施設待機者など入所施設における支援が真に必要な障害者の入所も同時進行で進めます。

#### 【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4パーセント以上削減することを基本としています。

#### 【区の考え方】

##### ① 地域生活移行者数

国の基本指針を踏まえ、平成27年度から平成29年度の3年間で、平成25年度末時点の施設入所者数である208人のうち12%に当たる25人が地域生活に移行すると見込みます。

##### ② 平成29年度末の入所者数

国の基本指針では、地域移行等により4%以上の入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では真に入所施設での支援が必要な障害者が、少なからずいることを踏まえ、現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、真に入所施設での支援が必要な障害者が都立施設の待機登録をしている実態を踏まえ、平成25年度末の実績人数である208人と同じ人数を見込みます。

### (2) 地域生活支援拠点等の整備

障害者が住み慣れた地域で親亡き後も暮らし続けるためには、単に居住の場を整備するのみならず、地域との交流機会の確保や地域の障害者等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要があります。こうした地域連携機能をグループホームに付加した拠点である「地域生活支援拠点」や地域における複数の機関が分担して各機能を担う体制（「面的な体制」）の整備が求められています。

## 【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。

## 【区の考え方】

国の基本指針を踏まえ、区内にグループホームを設置する事業者と協議を行い、平成29年度末までに1か所の整備を目指します。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定します。

## 【国の基本指針】

- ① 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすること
- ② 就労移行支援事業の利用者数について、平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること
- ③ 事業所ごとの就労移行率について、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること

## 【区の考え方】

- ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する者について、国は平成24年度の実績の2倍以上としています。しかし、区では平成24年3月にすみだ障害者就労支援総合センターが開所したことにより、平成24年度は一般就労への移行実績が飛躍的に増大しました。

こうした実情を鑑み、平成24年度のみを基準とするのではなく、平成21年度から平成25年度の実績値の平均を求め、その平均値である15.8人の2倍以上となる32人を目標値として設定します。

- ② 就労移行支援事業の利用者数について、国は平成25年度末における利用者数の6割以上増加することとしています。しかし、①と同様にすみだ障害者就労支援総合センターが開所したことにより、平成25年末は高い実績値となっています。その一方で、平成26年9月時点での利用待機者はおらず、国の基本指針に基づき機械的に目標値を設定すると、区の実情とかけ離れた数値となります。

こうした実情を鑑み、平成21年度から平成25年度の実績値の平均値である32.8人の6割以上となる53人を目標値として設定します。

- ③ 事業所ごとの就労移行率について、国は就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上である事業所を全体の半数以上とすることとしています。

国の基本指針を踏まえ、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を全体の半数以上とすることとします。

### 3 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みとその確保方策

ここでは、各事業別に各年度における障害福祉サービスの必要な量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要な量の見込みは、本区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

#### (1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

#### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

#### 【実績】

時 期	実績人数	実績時間	1人当たりの時間
平成25年3月	367人	8,316時間	24.2時間
平成26年3月	408人	9,108時間	23.9時間

#### 【必要量見込みの考え方】

訪問系サービスの実績時間や利用者数については、ここ数年の実績値を参考として、時間数では前年比600時間増、対象者数では前年度比35人増が続くものと推計して必要量を見込みます。

#### 【必要量の見込】

年度	時間数	人数
平成27年度	10,308時間	478人
平成28年度	10,908時間	513人
平成29年度	11,508時間	548人

#### 【確保方策】

現在、利用されている区内訪問系サービス事業者は、54事業所あります。この3年間で倍増しており、必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えられます。

また、事業者が適正な運営ができるよう情報提供等のバックアップをしていきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

#### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

#### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	6,646人日	329人	20.2日
平成26年3月	6,700人日	335人	20.0日

#### 【必要量見込みの考え方】

生活介護については特別支援学校の卒業生のうち、生活介護を利用することが見込まれる人数を増要因として見込むとともに、過去の実績から生活介護の利用を中止するケースを毎年2人程度の減要因として推計し、必要量を見込みます。

#### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	6,834人日	345人分
平成28年度	6,874人日	347人分
平成29年度	6,934人日	350人分

#### 【確保方策】

区内には生活介護事業所が4か所あり、合計定員数は118名となっており、平成26年3月現在105名が利用されています。そのため、当面は受け入れが可能な状況ですが、肢体不自由児（者）を主な対象とした肢体不自由児者通所訓練所では定員数に達している状況にあります。

これらのことから、今後の特別支援学校の卒業生の推移を見込み、新たに重度肢体不自由児者を対象とする生活介護事業所の開設支援を検討します。

## ② 自立訓練(機能訓練)

### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	71人日	4人	17.8日
平成26年3月	40人日	2人	20.0日

### 【必要量見込みの考え方】

身体障害者を対象としており、それぞれの特性に応じ利用されるため、急激な利用増加は見込めない事業です。平成26年3月現在、本区ではいずれも区外で自立訓練(機能訓練)を2人が利用しています。今後は、3人が自立訓練(機能訓練)を利用すると見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	60人日	3人分
平成28年度	60人日	3人分
平成29年度	60人日	3人分

### 【確保方策】

現在、区内には、自立訓練(機能訓練)を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。



### ③ 自立訓練(生活訓練)

#### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

#### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	161人日	14人	11.5日
平成26年3月	129人日	8人	16.1日

#### 【必要量見込みの考え方】

平成26年3月現在、本区では区内民間事業所の利用者はおらず、区外民間事業所において8人が自立訓練(生活訓練)を利用しています。本計画においては、近年の実績を基に入院中の精神障害者のうち地域生活移行後のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる者等を勘案して必要量を見込みます。

#### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	150人日	10人分
平成28年度	150人日	10人分
平成29年度	150人日	10人分

#### 【確保方策】

区内にある1事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

#### ④ 就労移行支援

##### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

##### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	741人日	47人	15.8日
平成26年3月	782人日	45人	17.4日

##### 【必要量見込みの考え方】

平成26年3月現在、区内事業所で21人、区外事業所で24人が就労移行支援を利用しています。基本指針に準拠した成果目標に合わせて、平成29年度末に53人が利用するものとして必要量を見込みます。

##### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	809人日	49人分
平成28年度	842人日	51人分
平成29年度	875人日	53人分

##### 【確保方策】

区内には就労移行支援事業所が4か所あり、合計定員数は56名となっており、平成26年3月現在21名が利用されています。そのため、当面は受け入れが十分確保されている状況にあります。

## ⑤ 就労継続支援(A型)

### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援(A型)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	151人日	8人	18.9日
平成26年3月	255人日	17人	15.0日

### 【必要量見込みの考え方】

平成26年3月現在、区外事業所で17人が就労継続支援(A型)を利用しています。今後も毎年2名増加するものと推計して必要量を見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	304人日	19人分
平成28年度	336人日	21人分
平成29年度	368人日	23人分

### 【確保方策】

区内には就労継続支援(A型)事業所はありませんが、事業特性として近隣区等の事業所を利用することが考えられます。引き続き、民間事業所と連携を図り、必要な情報提供を行っていきます。

## ⑥ 就労継続支援(B型)

### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	7, 396人日	383人	19.3日
平成26年3月	6, 363人日	388人	16.4日

### 【必要量見込みの考え方】

就労継続支援（B型）については特別支援学校の卒業生のうち、就労継続支援（B型）を利用することが見込まれる人数を増要因として見込むとともに、過去の実績から就労継続支援（B型）の利用を中止するケースを毎年10人程度の減要因として推計し、必要量を見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	6, 984人日	388人分
平成28年度	6, 984人日	388人分
平成29年度	7, 056人日	392人分

### 【確保方策】

区内には知的障害・身体障害を主な対象とする就労継続支援（B型）事業所が6か所あり、合計定員数は240名となっており、平成26年3月現在212名が利用されています。その他、10名の区外利用者がいますが、当面は受け入れが可能な状況です。

また、精神障害を主な対象とする就労継続支援（B型）事業所が9か所あり、合計定員数は157名となっており、平成26年3月現在114名が利用されています。そのため、当面は受け入れが可能な状況です。

今後も利用状況を見極め、新たな事業所の誘致や開設支援の必要性を検討していきます。

### 【工賃の実績】

時 期	平均工賃月額
平成23年度	19,788円
平成24年度	21,935円
平成25年度	20,627円

⇒3年間の平均工賃月額の平均は20,783円である。

### 【目標水準の考え方】

就労継続支援（B型）における工賃の目標水準については、平成23年度から平成25年度までの平均工賃月額の平均である20,783円に対して、東京都の実績から単年度約2%の工賃向上を図り、平成29年度の工賃の目標水準を22,400円と設定します。

### 【工賃の目標水準】

年度	工賃の目標水準
平成27年度	21,600円
平成28年度	22,000円
平成29年度	22,400円

### 【工賃向上の取り組み】

「障害者による地域緑化推進事業」「障害者による公園清掃の実施」等の官公需による工賃向上を実施すると共に、「作業所等経営ネットワーク事業」による自主生産品の共同販売等を通じた取り組みを継続します。

## ⑦ 療養介護

### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	27人
平成26年3月	28人

### 【必要量見込みの考え方】

本区では平成26年3月現在、療養介護事業利用者は28人で、すべて区外の医療機関を利用しています。一定の利用要件があるため、現在の利用者が継続して利用するとして見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人数
平成27年度	28人分
平成28年度	28人分
平成29年度	28人分

### 【確保方策】

今後もサービスを必要とする障害者やサービス提供事業者の状況の把握に努め、病院等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

## ⑧ 短期入所(福祉型、医療型)

### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	区分	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	福祉型	778人日	64人	12.1日
	医療型	48人日	7人	6.9日
平成26年3月	福祉型	672人日	62人	10.8日
	医療型	62人日	11人	5.6日

### 【必要量見込みの考え方】

区内では、「すみださんさんるーむ」「すみだ青年の家」「あとむ」が福祉型の短期入所を実施しています。今後も近年の実績と同水準で推移するものとして必要量を見込みます。区内通所事業所利用者等のアンケート調査結果（回答者数256人）の約5割が「利用したい」と回答していることから利用意向は高いと考えられます。医療型（医療機関において実施する短期入所サービス）については、過去の実績を踏まえ、必要量を見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	区分	人日分	人数
平成27年度	福祉型	780人日	65人分
	医療型	45人日	10人分
平成28年度	福祉型	780人日	65人分
	医療型	45人日	10人分
平成29年度	福祉型	780人日	65人分
	医療型	45人日	10人分

### 【確保方策】

区内にある3事業所及び区外事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

また、地域生活支援拠点等の整備も考えられることから、民間事業者によるグループホーム整備の際に、短期入所の併設等について協議を行っていきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助

##### 【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

また、グループホームに地域連携機能を付加的に集約して整備する場合には、当該地域生活支援拠点の設置か所数の見込みを設定する。

##### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	149人
平成26年3月	156人

##### 【必要量見込みの考え方】

平成26年3月現在、本区では156人がグループホームを利用しており、その数は増加しています。区では、現在の利用者数に新たにグループホームに入居を希望する者のほか、入所施設からの地域移行や入院中の精神障害者のうち地域生活に移行する者の数として、地域生活移行等により年6人増を見込みます。

##### 【必要量の見込】

年度	人数
平成27年度	168人分
平成28年度	174人分
平成29年度	180人分

##### 【確保方策】

平成26年3月現在、区内にはグループホームが8事業所あり、区外でも49事業所を区民が利用しています。アンケート調査等からもグループホームに入居したいと考えている障害者は多く、その後も増加することが予測されます。

グループホームの整備については、障害者が住み慣れた地域で暮らし続ける上で必要なものであり、今後とも本区では、民間事業者の誘導を図り計画的な整備促進に努めていきます。



## ② 施設入所支援

### 【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の4パーセント以上を削減することとし、平成26年度末において、障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	208人
平成26年3月	208人

### 【必要量見込みの考え方】

平成25年度末時点で208人が施設入所支援を利用しています。国の基本指針では、地域移行等により4%以上の入所者を削減することとしています。しかしながら、東京都では真に入所施設での支援が必要な障害者が、少なからずいることを踏まえ、現状維持とする方針を打ち出しています。

区においても、真に入所施設での支援が必要な障害者が都立施設の待機登録している実態を踏まえ、平成25年度末の実績人数を必要量として見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人数
平成27年度	208人分
平成28年度	208人分
平成29年度	208人分

### 【確保方策】

入所施設等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

#### (4) 障害児通所支援

##### ① 児童発達支援

###### 【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

###### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	1,310人日	385人	3.4日
平成26年3月	1,449人日	459人	3.2日

###### 【必要量見込みの考え方】

事業所の新規参入による需要の掘り起こしを見すえ、必要量を見込みます。

###### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	1,750人日	500人分
平成28年度	2,080人日	520人分
平成29年度	2,430人日	540人分

###### 【確保方策】

区内2か所の区立事業所を中心に当面は受け入れ可能な状況です。また、区内外でさらなる民間事業所の参入も見込まれるため、相互に情報共有を図りながら対応していきます。

## ② 医療型児童発達支援

### 【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	35人日	7人	5.0日
平成26年3月	21人日	4人	5.3日

### 【必要量見込みの考え方】

過去の実績人数の増加率から、必要量を見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	20人日	4人分
平成28年度	20人日	4人分
平成29年度	20人日	4人分

### 【確保方策】

区内には医療型児童発達支援センターはなく、すべての利用者が区外の都立事業所を利用しています。引き続き、都立事業所と連携を図り、必要な情報提供を行っていきます。

### ③ 放課後等デイサービス

#### 【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

#### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	994人日	164人	6.1日
平成26年3月	1,685人日	232人	7.3日

#### 【必要量見込みの考え方】

事業所の新規参入による需要の掘り起こしと、主に普通学級に通級中の高機能発達障害児による利用増を見すえ、必要量を見込みます。

#### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	3,000人日	300人分
平成28年度	3,200人日	320人分
平成29年度	3,400人日	340人分

#### 【確保方策】

区内外に民間による放課後等デイサービスの開設が今後とも続くことが予想されるため、児童発達支援センターを中心とした支援と情報共有を図っていきます。

#### ④ 保育所等訪問支援

##### 【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、保育所等での障害児の受入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援等の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

##### 【実績】

時 期	実績人日数	実績人数	平均利用日数
平成25年3月	0人日	0人	0日
平成26年3月	5人日	5人	1日

##### 【必要量見込みの考え方】

主に保育園や幼稚園経由で児童発達支援につながる児童を中心に、必要量を見込みます。

##### 【必要量の見込】

年度	人日分	人数
平成27年度	8人日	8人分
平成28年度	10人日	10人分
平成29年度	12人日	12人分

##### 【確保方策】

主に児童発達支援センターにおいて行われる事業であるため、区立の児童発達支援センターでのコマ数の増加等を図っていきます。

## (5) 相談支援

### ① 計画相談支援

#### 【国の基本指針】

障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

#### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	39人
平成26年3月	62人

#### 【必要量見込みの考え方】

国の基本指針を踏まえ必要量を見込みます。

なお、平成27年度から障害福祉サービスを利用する障害者全員が計画相談支援の対象となることから、必要量の大幅な増加を見込みます。

#### 【必要量の見込】

年度	人数（月平均）
平成27年度	138人分
平成28年度	149人分
平成29年度	162人分

#### 【確保方策】

平成27年度からは障害福祉サービスを利用する障害者全員を対象とすることとされていることから、区内にある12事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

## ② 地域移行支援

### 【国の基本指針】

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数及び量の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	4人
平成26年3月	3人

### 【必要量見込みの考え方】

平成26年3月現在、3人が地域移行支援を利用しています。今後も毎年同じ規模で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人数（月平均）
平成27年度	3人分
平成28年度	3人分
平成29年度	3人分

### 【確保方策】

区内にある2事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

### ③ 地域定着支援

#### 【国の基本指針】

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

#### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	2人
平成26年3月	0人

#### 【必要量見込みの考え方】

平成26年3月現在、地域移行支援の利用はありませんが、今後も毎年平成25年3月と同じ規模で利用があるものと推計して必要量を見込みます。

#### 【必要量の見込】

年度	人数（月平均）
平成27年度	2人分
平成28年度	2人分
平成29年度	2人分

#### 【確保方策】

区内にある2事業所と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。



## (6) 障害児相談支援

### 【国の基本指針】

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

### 【実績】

時 期	実績人数
平成25年3月	0人
平成26年3月	17人

### 【必要量見込みの考え方】

障害児通所支援全体の必要量をもとに、必要量を見込みます。

なお、平成27年度から障害児通所支援を利用する児童全員が障害児相談支援の対象となることから、必要量の大幅な増加を見込みます。

### 【必要量の見込】

年度	人数（月平均）
平成27年度	67人分
平成28年度	70人分
平成29年度	73人分

### 【確保方策】

区内の児童発達支援・放課後等デイサービス事業所に障害児相談支援事業所の開設を呼びかけるとともに、既存の事業所とも連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

## 4 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい事業として位置づけられているものです。

障害福祉計画では、墨田区が実施する事業の内容を定めると共に、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み又は実施の有無を定めます。また、見込み量を定める事業については、その確保方策を定めます。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### 【事業実施の考え方】

障害者団体及び区民等と協働し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ると共に、障害者の理解と啓発を図ることを目的に、毎年12月に障害者週間記念事業として区民参加型の行事を開催します。

##### 【実施の有無】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
有	有	有

#### ② 自発的活動支援事業

##### 【事業実施の考え方】

##### ア ピアサポート事業

脳卒中後遺症のある方、難病の方及びその家族、ピアカウンセラーに興味がある方を対象に、ピアカウンセラーの養成を目的として公開講座を実施します。

##### イ 心の健康づくり対策事業

##### A デイケアの実施

回復途上にある精神障害者に対し、社会適応の促進を図るため、医学的管理下において集団での日常生活支援及び訓練を行い、区民の精神的健康の保持と向上を図ることを目的に、精神障害者デイケアを実施します。

##### B デイケア家族会

精神障害者の家族を対象に、同じ悩みをもつ家族が集まる場を設け、情報交換を通じて、精神疾患や福祉制度等に対する理解を深めることを目的にデイケア家族会を実施します。

##### C こころの病を持つ方のための連続講座

こころの病をもつ方の家族が、学習会及び体験交流を通じて、精神疾患やそれに伴う障害について理解し、本人への対応方法を学ぶことによって、地域でより良い生活を送ることができるよう、連続講座を実施します。

### 【実施の有無】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
有	有	有

## ③ 相談支援事業

### ア 障害者相談支援事業

#### 【事業実施の考え方】

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

#### 【実施見込みか所数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
4か所	4か所	4か所

### イ 基幹相談支援センター

#### 【事業実施の考え方】

現時点で基幹相談支援センター事業は実施していませんが、今後、事業実施を検討していきます。

#### 【実施の有無等】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
無	無	無

### ウ 基幹相談支援センター等機能強化事業

#### 【事業実施の考え方】

現時点で基幹相談支援センター事業を実施していませんが、「障害者相談支援事業」として、保健センター（2か所）の窓口、精神障害者地域生活支援センター「友の家」に保健師や精神保健福祉士を配置し、障害のある人やその家族からの相談に応じてサービス情報等の提供や支援を行う体制づくりを本計画期間においても推進します。

#### 【実施の有無等】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
有	有	有

## エ 住宅入居等支援事業

### 【事業実施の考え方】

保証人を付すことができず、民間賃貸住宅への入居が困難な障害者を支援するため、民間の保証機関が家賃等の債務保証を行うに際し、障害者が当該保証機関に支払う保証料の一部を区が助成することにより、その居住の安定を図ることを目的に、住宅入居等支援事業を実施します。

### 【実施の有無等】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
有	有	有

## ④ 成年後見制度利用支援事業

### 【事業実施の考え方】

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者及び精神障害者に対し、成年後見制度における区長の審判請求を行う際に必要な申し立て経費のほか、成年後見人等への報酬費用を助成することにより、本制度の活用を促進します。

### 【実利用見込み者数／年】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
3人	4人	5人

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

### 【事業実施の考え方】

現時点で、成年後見制度法人後見支援事業は実施していませんが、早期に実施できるよう検討を行います。

### 【実施の有無】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
検討	検討	検討

## ⑥ 意思疎通支援事業

### ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

### 【事業実施の考え方】

聴覚に障害があるため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、区が手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等が社会生活において必要なコミュニケーション手段を確保します。

なお、実施に当たっては、社会福祉法人等に委託します。

### 【実利用見込み者数／年】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	1,110件	1,160件	1,210件
要約筆記者派遣事業	50件	50件	50件

### 【確保の方策】

運営事業者と連携し、サービス提供に支障が生じないように必要量を確保します。

## イ 手話通訳者設置事業

### 【事業実施の考え方】

すみだ障害者就労支援総合センター内で実施している聴覚障害者生活支援事業において、聴覚や言語機能に障害のある方からの相談を受けたり、生活全般を支えるために、墨田区登録手話通訳者でもある「聴覚障害者支援員」を配置します。

### 【実設置見込み者数／日】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人	2人	2人

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

### 【事業実施の考え方】

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。

### 【給付等見込み件数／年】

本区では総合支援法施行以前から日常生活用具給付等事業を実施しており、これまでの実績の平均値や障害者数の増加等を踏まえて、必要量を見込みます。

種 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)介護訓練支援用具	10件	11件	12件
(2)自立生活支援用具	62件	64件	66件
(3)在宅療養等支援用具	33件	34件	36件
(4)情報・意志疎通支援用具	57件	59件	61件
(5)排泄管理支援用具	410件	423件	436件
(6)住宅改修費	5件	5件	5件

## 【確保の方策】

登録事業者と連携し、給付・貸与に支障が生じないよう必要量を確保します。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### 【事業実施の考え方】

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。

### 【実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)／年】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
10人(1人)	10人(1人)	10人(1人)

## ⑨ 移動支援事業

### ア 個別支援型

#### 【事業実施の考え方】

障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に、ホームヘルパー等によるマンツーマンでの外出のための支援を行います。

#### 【実利用見込み者数・延べ利用見込み時間数／月】

本区では総合支援法施行以前から移動支援事業を実施しており、これまでの実績の平均値や障害者数の増加等を踏まえて、必要量を見込みます。

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)実利用見込み者数	258人	263人	267人
(2)延べ利用見込み時間数	3,333時間	3,375時間	3,417時間

## 【確保の方策】

平成26年9月現在、個別支援型については90か所の居宅サービス事業所に委託して実施しています。引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して、十分なサービス提供量を確保していきます。

### イ 車両型

#### 【事業実施の考え方】

日中活動系事業所で実施している通所バスのうち、送迎加算の対象とならないすみだふれあいセンターの利用について、車両型に位置付けて実施します。

### 【実利用見込み者数・延べ利用見込み時間数／月】

これまでの実績の平均値や送迎バス利用者数を踏まえて、必要量を見込みます。

種 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)実利用見込み者数	8人	8件	8件
(2)延べ利用見込み時間数	352時間	352時間	352時間

### 【確保の方策】

民間の送迎バス運行事業者に委託して実施し、必要量を確保します。

## ⑩ 地域活動支援センター

### 【事業実施の考え方】

地域活動支援センターについては、I型による機能強化事業として、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を社会福祉法人に委託して実施します。

### 【実施見込みか所数・実利用見込み者数／月】

これまでの実績の平均値等を踏まえて、必要量を見込みます。

種 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1)実施見込みか所数	1か所	1か所	1か所
(2)実利用見込み者数	105人	105人	105人

## (2) 任意事業

障害者総合支援法では、各自治体が独自の判断により、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を実施することができると定めています。本区では、本計画で必要量は見込まない地域生活支援事業を以下のとおり実施しています。

1	福祉ホームの運営補助事業
2	重度心身障害者入浴サービス事業
3	日中一時支援事業
4	身体障害者自動車改造費助成事業
5	心身障害者自動車運転教習費補助事業
6	障害児日中活動事業補助

## 資料 計画策定のための体制

### (1) 墨田区地域自立支援協議会

#### 墨田区地域自立支援協議会に関する要綱

平成19年9月25日

19墨福障第764号

(目的)

第1条 墨田区における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の供給体制の整備並びに円滑な実施を確保し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、墨田区附属機関の設置に関する条例(平成25年墨田区条例第5号)により設置した墨田区地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

(協議会の組織)

第2条 協議会に、協議会全体会(以下「全体会」という。)を設置する。

2 協議会に、必要に応じて協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置することができる。

(全体会の構成)

第3条 全体会は、会長、副会長及び全体会委員25人以内をもって構成する。

2 全体会の委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員その他区長が必要と認める者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会の会長等)

第4条 全体会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、全体会を統括する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(全体会の協議事項等)

第5条 全体会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 墨田区における障害福祉サービス体制に関すること。

(2) 墨田区における相談支援事業に関すること。

(3) 墨田区障害福祉計画の作成及び推進に関すること。

(4) 障害者及びその家族、障害福祉関係等機関並びに団体との連携に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

2 会長は、前項の規定による協議の結果について、関係機関に報告するものとする。

(専門部会の構成)

第6条 専門部会は、座長及び専門部会委員で構成する。

2 専門部会委員は、障害者及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者、障害者団体等の代表者、その関係者、区職員等及びその他区長が必要と認める者のうちから、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長が選任し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会は保健計画課長が選任する。両課に関わる事項の専門部会は、



障害者福祉課長が保健計画課長と協議して選任する。

3 委員の選任は、協議事項を勘案して、専門部会の開催ごとに行う。

(専門部会の座長等)

第7条 専門部会には座長を置く。

2 座長は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については障害者福祉課長とし、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については保健計画課長とする。ただし、両課に関わる事項の専門部会の座長は、障害者福祉課長とする。

3 座長は、専門部会を統括する。

(専門部会の協議事項等)

第8条 専門部会は、会長から付託された事項を協議する。

2 座長は、前項の協議結果について、会長に報告するとともに、必要に応じて関係機関に報告するものとする。

(招集)

第9条 全体会は会長が招集し、専門部会は各座長が招集する。

(守秘義務)

第10条 全体会及び専門部会に参加した者は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第11条 全体会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理をする。

2 専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が関わる事項の専門部会については福祉保健部障害者福祉課において処理し、福祉保健部保健衛生担当保健計画課が関わる事項の専門部会については福祉保健部保健衛生担当保健計画課が処理をする。ただし両課に関わる事項の専門部会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課が処理をする。

(報酬)

第12条 全体会の委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区の職員及び専門部会の委員に対しては、報酬等を支給しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から適用する。

## (2) 墨田区地域自立支援協議会委員

NO	所属等	所属等	役職	氏名
1	学識 経験者	墨田区障害者審査会委員・ 山梨県立大学	人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 教授	柳田 正明
2	障害福祉 サービス 等 事業者	特定非営利活動法人のぞみ	肢体不自由児者通所訓練所 所長	吉野 洋子
3		(福) 墨田区社会福祉事業団	障害者支援部長	池田 君子
4		(福) 墨田さんさん会	墨田さんさんプラザ 施設長	小野坂 明夫
5		特定非営利法人 とらいあんぐる	事務局長	河野 元毅
6		墨田区	すみだ障害者就労支援 総合センター 所長	渡辺 出
7		(福) おいてけ堀協会	事務局長	柳 牧子
8		ラックコーポレーション	障害者相談支援事業 統括責任者	柴崎 悠輔
9		墨東病院	メディカルソーシャル ワーカー	柳瀬 一正
10		障害 当事者 団体	墨田区障害者団体連合会	事務局長
11	墨田区手をつなぐ親の会		会長	庄司 道子
12	肢体不自由児者父母の会		理事	菊池 昌子
13	墨田区精神障害者家族会		会長	三浦 八重子
14	行政関係 機関	墨田区	障害者福祉課長	小板橋 一之
15		墨田区	保健計画課長	岸川 紀子
16		都立墨東特別支援学校	副校長	伊丹 聡
17		都立墨田特別支援学校	副校長	安武 正太郎
18		墨田区民生委員協議会	会長代行	鎌形 由美子
19		墨田公共職業安定所 (ハローワーク)	職業相談部長	持田 和彦
20	その他 関係機関	社会福祉協議会	事務局長	深野 紀幸

(敬称略)

### (3) 検討経過

#### 墨田区地域自立支援協議会(全体会)検討経過

第 1 回	平成 26 年 8 月 28 日(木) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 第1委員会室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について 2. 「墨田区障害福祉計画【第3期】」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 11 月 20 日(木) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 123 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 22 日(木) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(最終案の検討)

#### 墨田区地域自立支援協議会(計画策定部会)検討経過

第 1 回 (訪問系・ 居住系)	平成 26 年 10 月 1 日(水) 午前 10 時～11 時 30 分 墨田区役所 31 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(素案の検討)
第 2 回 (日中活動系)	平成 26 年 10 月 8 日(水) 午後 3 時 30～5 時 墨田区役所 91 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(素案の検討)

#### 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 26 年 7 月 23 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について 2. 「墨田区障害福祉計画【第3期】」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 11 月 19 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 28 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(最終案の検討)

#### 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害福祉計画関係)

第 1 回	平成 26 年 7 月 8 日(火) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 墨田区役所 庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について 2. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 11 月 20 日(木) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 20 日(火) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(最終案の検討)

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害福祉計画関係)

第 1 回	平成 26 年 6 月 24 日(火) 午前 9 時 30 分～11 時 15 分 墨田区役所 31 会議室	1.「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について 2.「墨田区障害福祉計画【第3期】」の進捗状況について
第 2 回	平成 26 年 10 月 24 日(金) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 墨田区役所 121 会議室	1.「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(素案の検討)
第 3 回	平成 27 年 1 月 8 日(木) 午後 1 時 30 分～3 時 墨田区役所 81 会議室	1.「墨田区障害福祉計画【第4期】」の策定について(最終案の検討)

第4期墨田区障害者行動計画（後期）

墨田区障害福祉計画【第4期】

平成27年3月

発行：墨田区

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL (03) 5608-6217

FAX (03) 5608-6423

編集：墨田区福祉保健部



墨 田 区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号  
(03) 5608-1111 (代表)